

# 時の楔通信

第1号

一九七九·一二

目次

- |      |                                   |       |
|------|-----------------------------------|-------|
| Ⅰ.   | △名古屋△地裁の（一）公判を媒介するテーマ群            | ..... |
| II.  | △裁判決定と抗告群（沙）                      | ..... |
|      | △四月勾留にに関する（一）過程記録（沙）              | ..... |
|      | △解体するものたちの公判記録（沙）                 | ..... |
|      | △審問請求以後の（一）公判記録（沙）                | ..... |
|      | △神戸△地裁の一公判を媒介するテーマ群               | ..... |
|      | △一九七八年四月～十月「く」の字形に関する（一）公判記録（沙）   | ..... |
| III. | △証人のちがいを媒介する分離公判の記録（沙）            | ..... |
|      | △一九七八年十二月～一九七九年十二月の（一）公判をふくむ記録（沙） | ..... |
|      | △今後一時の模一通信で展開するテーマ群               | ..... |
| 67   | 53                                | 48    |
|      |                                   | 38    |
|      |                                   | 37    |
|      |                                   | 27    |
|      |                                   | 23    |
|      |                                   | 14    |
|      |                                   | 7     |
|      |                                   | 3     |
|      |                                   | 1     |

序

一九七九・三・一七に△名古屋▽拘置所に△監置▽されているもの  
のノートから。（原文は横書）

（時の楔）通信の持続に際して把握しておくこととして

三、「時の楔」作業／「表現を持続しようとする存在に対する心身にわたる／虐殺／行為にまで、二、の攻撃は極限化している。一九七九・二・七朝の光景を転倒することによってしか、だれも、私たちの切り拓いた情況に踏みこむことはできない。

四、大学闘争以降の△▽――闘争の生死をかけた対決として一九七九・三・一四はあった。卑劣で卑小な△敵▽は法廷と共に飛び散ったとはいえ、私たちが、より深く対決すべき関係性は持続している。(七十年代の全てのテーマ群の根底的な再把握、か

つての一時期の共闘者からの激しい不毛な批判を總体として打倒する道)

焉している。最良から最悪、さらに最一一の相手に対しての表

現をこそ。（あらゆる武器を用いる覚悟の上で、そっと手にとる花の位相で）これまでの各項目から生まれていく表現、それを展開する過程自体が、すでに「時の模」通信第八〇〇号に持続する過程である。

冒頭のノートが記された時期は、本来、「時の櫻」通信第八〇号に続く第八〇号（号数としては特に想定されていなかつた。）を出現させうる時期であった。第八〇号出現以降の六ヶ月というリズムについては、七七年秋に企画されたパンフ「時の櫻」の内包する「うねり」を感じとれる人には、あえて説明するまでもないことである。ただし、これは、いわゆる定期的刊行のリズムからは最も遠い「うねり」である以上、たんに遅れとしてのべているのではない。冒頭のノートが記されるまでの、記されてからの、それぞれの表現過程を把握していく際の時間性の基準として、まずこれをのべておきたい。

って対象化したいからである。

そのために、それ自体、切迫した戦闘でもある「時の櫻」作業として事実性群の萌芽へ立ちもどり、「私」たちの現在の位相に交差させつつ、第八〇号の次に、あらゆる複一素一数の号数がすでに渦巻いていることをふまえて、仮装的・過渡的な第八一〇号を出現させる。

# I. △名古屋▽地裁の△△公判を媒介するテーマ群

このテーマ群については、これまで通信をふくむ表現媒体に、ごくまれに、さっと影を落す位の交差をしているにすぎないが、それは私たちの一「公判」の一過程の総体を対象化しようとする意図と達成が、まだ、はるかな隔絶を示していることの例証である。そして、このことは、まだ多くの一「公判」の一過程の領域についてもいえるのであるけれども、この号では、冒頭の記述が示す必然性から、まず表記のテーマ群に突入して行くことにする。なお、掲載する表現にはさまれる註は全て、「時の楔」発行主体による。

読者は、まず次のような速達を仮説郵便（註一 切手の表面にノリをつけてあるため、切手を切りとつて水につけると消印が消えてn回応用できる。）で受けとったと仮定してほしい。（原文は横書）

を同封します。（註一後に掲載するが原文は横書）  
「三・一四」成田へ証人宅前には、「前」共同被告人のヘリ  
ンチのカわりに、勾引状をもつた私服警官ヘ七〇八〇人がきて、  
へ証人を名古屋地裁へつれ去りました。つれ去られる時、「自主  
ゼミ」参加者のひとりとことばを交わしたへ証人へは、「勾引され  
てまで証言するのですか、という問い合わせに対し）「証言はしない」と  
いいのこしています。  
へ証人へがつれ去られたことにより、拡大「自主ゼミ」の場が、  
名古屋地裁のへ法廷へに移動したのですが、へ法廷へでも同じよう  
にへ証言へしない、とくりかえすへ証人へに對し、裁判所およびへ  
前」共同被告人が尋問を強行しようとした時、  
「このよきな形での開廷（註一へ証言へと発音された、と記憶す  
る人もいて、この方が正確）はできない」という（声）とともに「  
卵」が出現し、「自主ゼミ」参加者へ四〇人が退廷させられ、その  
うちへ三〇人が拘束され、制裁裁判ののちへ一〇人が監置へ七〇日  
間の処分をうけ、現在、名古屋拘置所にいます。  
(註一へ執行猶予へ中であり、n次の勾留の服役の可能性もあつ  
た。)

通信が、しばらく途絶えてしましました。伝えなければならぬことがいくつかあるのですが、いまはとりあえず切迫しているテーマ群のうち、とくに切迫していることをお伝えします。

清江道一卷稿(二)

\*<sub>2</sub>（一九七九・三・一四）（自主ゼミ）実行委員会のビラ

たゞければ、幸いです。  
（註）個有名詞は、いまは（とする）  
一九七九・三・一七）



その理由が不明のまま、住民の皆さんは大きい不安と疑問を抱かれたと思います。

基本的な問題点をのべると、前記の男性は、成田晴子さんや前記の女性などと共に、大学闘争の被告（註一七一・六・一六南山大學の学長監禁事件。関連する表現として「あんかるわ」二九号以降の北川透に注目する必要がある。）ですが、すでに判決の出ている成田さんを証人に申請し、その証言を自らの主張に役立てようとしたしました。これだけのことなら正当な、法的にも許容される行為であるかもしれません。しかし、かれ（ら）の主張は、成田さんがかかるかえている問題を十分に生かす私たちのものでなく、むしろ自らのさまざまの闇に閉ざされたテーマをおいかくし、かっての正しい闘争の根拠を裏切り、消し去るものであることが明らかになっています。

このことを指摘しつつ、成田さんは本当の証言を開始する条件を自らつくりだすべきであり、それまでは他から利用される、まして、かっての闘争の生命を失わせるような証言には応じるべきではない、と私たちは主張してきました。（証言するしかいかは法的には任意です。）

これに対し、自らの最大の弱点が指摘されたことにうろたえ、逆上した前記の男性は、昨年十二月一八日には、かれ（ら）の公判に出かけた私たちの一人に地裁内で（！）激しいリンチを加え（註一 裁判官らは事態を知っているのに、問題を自らに有利に利用するため、みてみぬふりをした。）、その人のものだけない、重要書類、現金の入った荷物を強奪し、返そうとしていません。のみならず、その問題をふくめて成田さんと話しをしに出かけた出産直

後の女性に対して、二月七日朝にあたたかい心と血をもった人間ならだれでも目をそむけるほどのリンチを一時間にわたって加えたのです。（しかも警察官には「夫婦ゲンカだ」と悪質なウソをついて立ち去っている。）

さらにこの男性は、二月七日の自らの法廷（註一 召喚されたのは、かれと、かれの配偶者。かの女は二・七朝の事実性の深さを少くとも、その段階では殆んど知られていない。）で、私たちのこれまでの彼そして成田晴子さんへの提起をおしゃくしたまま、私たちが成田さんの証言を妨害している、と述べた（註一 これに対する裁判所の対応が三・一四の証人勾引と、リンチをうけた女性の保釈取消（四月勾留である）ばかりか、その朝自らがその女性に對してふるった暴行をかくし、「成田宅前で話し合って別れた（だけ）」と偽証しています。

さいごに成田さんご一家にも申し上げねばなりません。あなた方は、これほどひどい行為をおこなう人間の申請に応じて、その方がラクだから（註一 成田証人の、ある時期の発言）という理由で証言に応じるのですか？ 三月四日、話をしに出かけた私たちとの面会を避けて、全員で外出（？）したのはなぜですか？（註一 問題の共有を避けたのは成田家の人たちだけではない。前述の「あんかるわ」に「自己組織への階梯」を連載していた北川氏が、とりわけ、三二号の「見えざるものとの対話」という極めてすぐれた表現の中に引用している公判分離請求書の主体（N）は、まさに成田証言にかかわっているにもかかわらず（註一 北川氏は「自主ゼミ」からの共闘の提起に対して、二月一四日に一度は成田宅へ同行はしたもの、その後、問題の深さにおびえたのか一切の協力を拒否し、矢継早に「自主ゼミ」と偽証しています。

ミー参加者に「私信」を送った。それらの内容は、かってのかれを敬愛している私たちには目を通すにしのびないものがある。そして、

それ以上に、かれの表現を成立させうる条件に關する私たちの提起が三月し四月を横断する「名古屋」拘置所を媒介してなされているにもかかわらず、かれが対応しない以上、かれは「まだ」本当に何もかきえていないといえよう。）

私たちは、この問題に関心をもつすべての人々と共に、ぜひあなたの方の見解をうかがいたいと思います。

一九七九・三・一四

「自主ゼミ」実行委員会

（註一 このビラは、（一〇三出版）によりマス・ブリされ、三・

一四だけでも豊橋市内の成田宅および付近の住民、名古屋地裁へ急ぐ時的新幹線の乗客、そして法廷で配布された。ここで言及されている男性は、このビラを審理妨害の証拠として裁判所へ提出していることを強調しておく。）

## \*制裁決定と抗告群〔抄〕

昭和五四年（秋ろ）第一号

決 定

氏名、年令、職業、住居不明。上に貼付

した写真の男性。

右の者に対する法廷等の秩序維持に関する法律による制裁事件について、当裁判所は、次の通り決定する。

（適用した法条）  
法廷等の秩序維持に関する法律第二条第一項  
昭和五四年三月一四日

名古屋地方裁判所刑事第二部

裁判長裁判官 吉田誠吾

裁判官 油田弘佑

裁判官 東尾竜一

註〇一 決定入手したのは、三・一九。

註一 一七一・六・一六についての被告人は六名で、七〇年代の過

程で、全員が相互にへ分離＼し、三名は判決が確定している。この日に召喚された二名は前記の事件の他に七一・三・二八と三〇の（前記六・一六事件を理由とする）懲戒处分審理を媒介する事件でも起訴されている。後者の事件については七二・六・二四に都立大学・解放学校で北川透が発言しているのを現在よみかえすとさまざまな感慨が生じる。バンフへ不可視の拠点から＼参照。註二――この日は不出頭。河合の法廷での説明では二人の間の子どもが病気のため、とのことであるが、何らかの配慮も強制があると推定しうる。

註三 前年以降、數回にわたって召喚されきたが、出頭拒否する理由は次第に変化しており、はじめは父の病氣の看病のた

と裁判所に申し出、その後、河合の説得しどうかつで、かっての自分のへ分離へのひけ目から出廷を了承したもの、「自主ゼミ」の妨害をおしのけてまでは行く気がない、と責任転化し、三四朝の勾引に際して、はじめて自分の位置に気付きはじめた。開廷が一時間以上もおくれたのが、控室で証言拒否の意志を表明しはじめたためであることは、むりに法廷へつれてこられた時の最初の発言から明らかである。かの女は、サングラスをとって涙をぬぐいながら、「さきほどまで、ずっと申しておりましたように、証言したくありません。」とだけ発語した。

註四　この記述は、裁判所と河合の一体化を象徴している。両者は有無をいわせない硬さで証言開始を強要し、証人は、観念したようすに、発語しかけた。その瞬間、「なにものか」が出現したのである。

め、被拘束者を入れておく拘束室は、この日はじめて使用されたが、職員が被拘束者を拘置所につれ出した直後、「何かのたべのこし」を調べているうちに、ドアが自動的にしまり、中へ入拘束室へ▽されてしまい、10分後に△救出▽されるエピソードもあった。

＊ 証拠調請求を本質的におこなう必要があるのは  
＊ 証人に勾引状が発せられ、執行される全過程。  
＊ 被告人の一人が三・一四法廷に「不」出頭した（原因としての  
子どもたちの△病氣△の）ほんとうの理由。  
＊ 三・一四公判の前回二・七、前々回一二・一八に発生している  
リンチと押収の開示と転倒。  
＊ 七十年代の一表現の総体的把握と、それにつたえない関係  
性総体の開示と転倒。

前項の項目を（△証拠調査）として、実現しない限り、本件への接続は（だれにとっても）不可能であり、（原決定や）形式上出され

と少くとも八個所が写真撮影されており、より重要なのは、△三△名の拘束後かなりたってから、天井にはりついていた△一△が被告席と証人席の間に落下してきしたことである。なお、河合は全身に、仮装被告（団）からの怒りの飛沫を浴びて、「証人尋問をしても意味がないからやめます。」と証人撤回の敗北宣言をした。

△六△一△通信第△八△〇△号△三△一△ページに出てくる「ヒマワリのタネ」の兄弟姉妹が、末字存在の眠る△B△一△〇△九△斜面で咲かせた花から巡礼してきたもの。

△七△一△三△一△四△夜に拘置所の職員は、慣例により決定を朗読してきかせたが、この個所を「ハナドコサマ」とよみ、「何だこれは△？△だれかの名前かな？」と△△註△△をつけた。

△八△一△方向性が全く錯誤しているのは、決定作成者の予断と水準からである。事件を伝えた△△中日新聞△△も「証人をこらし

裁判官や河合の恐怖にひきつった顔と証人のある安緒の表情は対照的であった。

註九一 「など」は、仮装被告団の行動と存在様式の深さと多彩さに決して追いつけないことを証言する語尾である。証言台の上に、被告人（竹中）からの委任状（要旨はこの事件の公判の開廷不可能性の立証を仮装被告団総体に委任する、というもの）にくるまれて、生命に触れる手ざわりで、そっと置かれた（卵）も存在する。

註十一 裁判所の威信についてふれていらない根拠は（抗告申立理由補充書類）を参照してほしい。なお、三月以来、新宿告こ多つた

るであろう決定（群）は、あらかじめ解体していくことが想定されるが、そのむこうへ、一私たちは、生死をかける一たたかいののために歩んでいくだろう。

(数度の、とくそく、拘置所の保安課長との「自主ゼミ」をへて三  
・一九に、やっと制裁決定が到着したので、(三・二〇)付で抗  
告申立理由補充書(?)が提出可能になつた。以下はその内容である。)

一、（原決定の事実性からの離脱）「…」少くとも被拘束者へ三  
▽名についての制裁々判調書、および、本件発生までの本件にか  
かわる公判の調書が審理の対象とされなければならない。さらに  
（～三・一四～）「…」公判参加者が作成して、弁護人を通  
じて拘置所へとどけようとして、宙吊られているメモ群も同  
様に審理に参加する必要性をもつ。「…」

二、奇妙なことに、前記決定には、「裁判所の職務の執行を妨害した」とはあるが、「裁判所の威信を傷つけた」とは記されていない。この双方をへ分離する根柢も不明である。ただ、裁判所が、それこそ全く能力をもつてゐるかどうかは別として、本件は

が、それに受け入れられないかなど、かに別として、本件は法廷でなく、あらゆる生活空間（とりわけ証人の生活空間）で生起しうるにもかかわらず、法廷の支配権・威信は、そこまで及び

たて前としての威信と名譽？などより、職務の執行のみを重視せざるをえなくなつた過程とも対応している。）

しているのは自明ではないか。勾引して証言させようとしても、法廷で証言を拒否しているのだから！

裁判所の職務（…）（の実質は）、被告人（河合ら）の策動（三・一四までの実質的勾引要請、三・一四開廷前の警備要請。そして三・一四法廷で河合は傍聴席の「自主ゼミ」参加者たちを一人ずつ指して審理を妨害するから退廷させてほしいと要請した。）を粉碎する行為への制裁（裁判）を裁判所が代行しているにすぎないのである。（註一十二・一八には法廷内外のリンクし押収を黙認している。これ以上にはなはだしい、「威信の失墜」があるうか。）

四、以上の理由から原決定は直ちに取消されなければならないが、それ以上に重要なのは、次の諸点である。

☆ 本件の制裁決定は、今までの全ての制裁決定が、主として法Ⅱ国家からの制裁としてあったのに對し、法Ⅱ国家のみならず、それをはみ出す闇の領域からの、より罪深い抑圧過程として、法Ⅱ国家が利用されており、裁判官（ら）が、そのことをとらえていないということの比喩として出現している。

五、

（一卵）については少くとも申立人に關する  
一九七二・二・一五 神戸大教養部へ／＼廣場においてへ／＼焼の過程で飛翔している（一卵）→公訴事実のへ／＼つ。

昭和五四年秋ほ第一号  
(決) 定

（註一三・一四）三・二一のへ名古屋／拘置所の独房は、七十年代のへ十／＼年間を再把握するのに極めてふさわしい空間性を帶びていた。被拘束者が裁判所に提出する文書をけい紙にカーボンをはさみながら書き、報知器をおして看守をよび、スミを指につけて「松下 昇／＼未字」をふくむ仮装被告（団）が押印や訂正印を記し、保安課長らの呼出しをうけて「自主ゼミ」をしている過程で、すでに「時の楔」の作業は文字としても開始され情況の柵にぶつかり越えつつあったといえる。いまそれを再構成し、活字にし、配布する根拠は、私たちが出会っている事態の意味を即自的極限におけるリズムとしてだけでなく、対自的極限へのリズムに恒常化させる責任があると、なにものか、がささやき続けるからである。）

六、

（ヒマワリ）については

一九七六・四・九永遠に巡礼したものが眠る「B一〇九」斜面と一九七八・三・一一も再審請求をふくむ「最高裁」あて表現群に添付されている「種子」の現在性が問われない限り、本件と同時代人たりえない。

名古屋拘置所在監

申立人 自称 松下 昇／＼未字

（原決定書添付の写真の男）

右の者に対する法廷等の秩序維持に関する法律による制裁事件について、名古屋地方裁判所が昭和五四年三月一四日なした決定に対し、申立人から抗告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意及び理由は、本決定書末尾に添付してある申立人自称松下昇／＼未字と記名指印のある抗告申立書写に記載されているとおりである。

よって記録を調査するに、名古屋地方裁判所刑事第二部が昭和五四年三月一四日被告人河合秀照外一名に対する不退去等被告事件を同裁判所九〇二号法廷で審理し、証人成田晴子の尋問中、同日午前一一時一三分ころ傍聴席にいた氏名不詳者（原判決書添付の写真の男性）が傍聴者席前列に進み出て、同法廷証言台等付近に生玉子、ひまわりの種のついた花床等のものを投げつけるなどして裁判長の命令で裁判所職員に拘束され、同日午後七時一〇分裁判所は右氏名不詳者を法廷等の秩序維持に関する法律二条一項に従い同人を監置七日に処したことは明らかである。

そこで本件申立のしばしば主張する抗告の各理由のうち、原決定書謄本の送達が遅れている旨の主張は、制裁を科する裁判はその宣告によって効力を生ずるもので（法廷等の秩序維持に関する規則一

昭和五四年三月二〇日

名古屋高等裁判所刑事第一部

裁判長裁判官 杉田 寛

裁判官 鈴木雄八郎  
裁判官 吉田 宏

（特別抗告申立書）

（松下 昇／＼未字）

をふくむ仮装被告（団）印 号〔…〕

(註一、印の右は大きい指印、印は小さい指印である。)

申立の趣旨

名古屋高裁刑事第一部裁判官杉田 寛他二名が申立人に対してもおこなった本年三月二〇日付の棄却決定（昭和五四年秋は第一号）をとり消し、（する、との裁判を求める。

（一九七九年三月二二三日）  
最高裁判所  
御中

申立の趣旨

前記決定は、申立人の（一六）付の（）抗告申立書との前提の一つである、原決定の送達に関する少くとも憲法第一四条（法の下の平等）、同三一条（法定の手続の保障）、同第三二条（裁判を受ける権利）に違反する判断を示している。

制裁々判が宣告によって効力を生ずる、としても、それは身柄の拘束を過渡的におこなう範囲内での効力にすぎず、（抗告）による原決定の変更（とり消し）の権利をうばうまでの効力はもちえない。申立人に関する制裁々判の決定（群）に限定して考えても、米昭和四五年一二月二四日神戸地裁第三刑事部の昭和四五年（秩ろ）第（六）号（：）

米昭和四六年十月一日岡山地裁渡辺宏の昭和四九年（秩ろ）第一  
第（八）三（七）号（：）

米昭和四九年四月一日岡山地裁渡辺宏の昭和四九年（秩ろ）第一

二、申立人から名古屋拘置所の保安課長に面接要求して、名古屋地裁あてに原決定送達要求（「三・一六」付の「抗告申立書」に併合）をおこない、やっと三月一九日に送達がなされたが、「抗告申立書」に明記してある通り、「抗告申立理由」は原決定をふくむ関連表現（制裁々判調書、公判調書、公判参加者のメモ）の入手後にはじめて本格的な展開が可能になるのである。申立人は原決定のみが送達された段階で、「資料」の重大な欠損に苦しみつつも、抗告期間の八五〇日間をも考慮して「三・二〇」付の「抗告申立理由補充書」を三月二〇日午前に提出した。しかるに同日午後、この「補充書」を審理しないままに名古屋高裁からの棄却決定が送達されている。この決定の仕方も前項一と同様に憲法各条違反である。

三、弁護人との連絡については、受任を拒絶した（福島啓氏）弁護士は仮装被告（団）から本件にかかる公判を審理する裁判所へ提出しつつある重要な表現群を故意的に「押収」し続けていること、時間的に出廷できない（河原昭文）弁護士は、本件の出現する過程について重要な証言と証拠提出をなしうることとの関連で「補佐」を要請したのであり、たんに法廷等の秩序維持に関する規則第三条の規定のみで論じるには、問題点があまりにも形式化し圧殺される危険性がある。これも前項一と同様に、さらに憲法第三七条（刑事被告人の権利）の趣旨をふくめて、憲法違反であるといわざるをえない。

四、名古屋高裁の棄却決定は、三・二〇一付の「抗告申立理由補充書」の内容は無論のこと、三・一六〇付の「抗告申立書」の内容にも殆んど記されていない。「」内容の總体は、今後の「自主セミ」過程で相互に討論し続けるとして、少くとも次の点にし最高裁は判断を加える責任をもつ。

法廷等の秩序維持に関する法律がそれ自体憲法違反である点に関して昭和二八年（秩ろ）第一号、同三三年一〇月一五日大法廷決定、昭和三三年（あ）第二二五八号、同三四四年四月九日第一小昭和五〇年六月一三日徳島地裁の昭和五〇年（秩ろ）第一号昭和五一年二月二六日広島高裁岡山支部の昭和五一年（秩に）第一号および第二号）があり、それぞれの当事者が、本件の現場で法Ⅱ国家のみならず、より罪深い抑圧過程とたたかい抜いていたことをしかの女らの名譽のためにも記しておきたい。（註—その他に、単位制宗教、対の問題と格闘中のn名が、△場▽の深さから自らのテーマをとらえなおすためにも存在していた。）

法廷判決の水準を固守してきた意味をどう自己批判するか。又、前項一にのべた岡山地裁の制裁決定に出現する「卯」の事件が、告訴より起訴される過程で出現した昭和四九年（わ）第二一二号の各公判、広島高裁岡山支部の昭和五一年（う）第八一号、同年十二月一六日付判決、最高裁第三小法廷の昭和五二年（あ）第一八五号、同年十一月一日付判決、その後の一「再審」も請求の開示としている問題点をへ一々辨でも耐えられるか。

昭和五四年秋(第三号)

五、原決定にある「裁判所の職務の執行の妨害」と「裁判所の威信の解体」の△分離△（後者を文字にしえないほどの奈落への失墜は、これまでの判例に存在しない意味を帶びている。）最高裁しが、この事態を放置すれば、今後、いかなる法廷の権威も（文字の上でさえも！）なくなるであろうことに十分留意されたい。

理由

もって出現しているから、どのようなテーマもこの数年間で生涯のワープ飛翔をなしうる。一卵についてだけのべても、一卵を媒介する制裁々判に（本件や前項一、四でのべた岡山地裁の事件とも共闘しつつ

本件抗告の趣意は、実質は単なる法令違反の主張にすぎない違憲の主張を含めて、すべて法廷等の秩序維持に関する法律六条一項の抗告理由にあたらない。

条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年四月一二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 大塚喜一郎

裁判官 栗本 犯人 一夫

裁判官 木下 忠良

(註)——この水準の決定しか出せないことはすでに(註)中でも予想していたし、「時の櫻」通信第八〇〇号三一ページのさいごから三二ページに記されているヴィジョンは今も一層深まっている。そして、私たちが、必死で出会いたいと祈っている共闘者はこれまで記したところから記していく「一過程にどこかで自らの生涯的なテーマを交差させうる存在である。」

三月のテーマ群をさらに展開する方向で、四・一・一・徳島・地裁行ウニ号のプランについて四・四に京大教養部の「ドイツ語ゼロックス室」の「自主ゼミ」が企画され、そこにはそれぞれ遠くから巡礼してきた人々の人たちがこの空間性ではじめて出会う意味もこめられていた。その四・四の前夜、四・三に名古屋・地裁の一公判の被告から「自主ゼミ」実行委員会に、権力に拘束し監視されたながらの緊急の「声」が公衆電話でとどいた。

かの女は四・三の夕方、制限住居のすぐそばの、城のみえる広場で子どもと遊んでいたが、突然、警察官数名が現われて三・六付の保釈取消決定と収監を告げた。かって、かの女は公判をふくむ全ての問題を根本的にとらえなおして行く過程の「不」出頭を理由に勾留され、「一公判へ併合・飛翔していく方向で保釈を獲得したことがある。この一九七五年一六月勾留」の深い意味については、あらためて論じなければならないが、その深さは、すでに通信第二四号の「非」存在闘争論(序)に連続し支えてきている。裁判所や先述の「前」共同被告人は「六月勾留」後の新しい「一公判の展開に恐怖し、あらゆる抑圧を加えてきた。保釈取消もその一つであり、その理由は「一・二・六公判への「不」出頭のみである。考えてみよ、ハーブ回の「不」出頭で保釈取消されることも敢えておこなう裁判所が、いま、どこに存在するであろう。しかも出産直後の二・七に

リンチをうけ二・二六に「不」出頭せざるをえなかつた過程を理由にするのは、ハリンチとの共闘・増幅に他ならない。

しかし逆にいえば、裁判所は、それだけ決定的に追いつめられていたのである。それまでの検察側証人は全<sup>て</sup>反論しつくされ、被告側証人は公訴事実を完全に転倒し、すでに確定している他の被告人たちの裁判過程をふくめて大学闘争、裁判闘争という概念をすら越えてしまうほどの「一闘争が開示された。このままで自己の存在基盤が崩壊してしまうと直観した裁判所や前述の「前」共同被告人が、かの女(に象徴される、なにものか)に示した憎悪は、かれらの解体・失墜をこそ根拠としている。それ故、四月の保釈取消は、三・一四を頂点とする闘争への報復としての意味をもち、かれらのみにくさを、より一層きわ立たせた。

四・三夕方の「声」は一瞬のうちに、このような意味を情況の尖端と根底にとどけたのである。そして、言葉を伝え、伝えられるものより、はるかに切迫した位相におかれているハ<sup>0</sup>才児とハ<sup>2</sup>才児が存在し、それぞれ母から分離され、かの女たちの身体と魂をひきさきかねない施設へ送られようとしていた。直ちに行動を開始した「自主ゼミ」参加者は深夜に幼い存在を「自主ゼミ」空間に奪還して、眠りにつかせたが、この数時間の衝撃は現在まで深い痕跡をのこしている。「非」法によって生ぜしめられた、いかなる医師も、いやすことのできない痕跡を。

四・三夜に京都拘置所に収監された被告人は、四・四に妊娠し出産過程を通じて、京都で診察をうけた女性医師に診察をうけたいという意志表示にもかかわらず名古屋拘置所へ移監されたが、新幹線プラットフォームには、かの女の奪還をおそれてか、厳重な警

備体制がしかれた。これはかれらの想像を絶する闘争を展開しうる私たちは権力がいかにおびえていたかの証拠といえよう。  
①出産後の身体の回復がおくれている。  
②二・七のリンチによる心身の打撃から回復していない。  
③十二・一八に押収された荷物の中に、公判に必要な文書などがある。

ことを理由とし、二・二六当日、弁護人と裁判所の間の電話で了解をえていたはずであり、保釈取消決定は全く不当である。とうものであった。

これに対して、四・一付の名古屋高裁判事二部(首間英男、服部正明、土川孝二)は「記録を仔細に検討しても、被告人が、前記公判期日の当時、所論指摘の事由により、右公判期日に出頭するところが著しく困難であったことを認めるに足りる証<sup>取</sup>は毫もこれを見出しえない」という高圧的な態度で保釈取消決定を追認した。裁判所のいう表向きの追認理由は、二・七リンチに際しての医師の診断書、権力への告訴などの文書記録がないということであろう。しかし二・七当日、リンチ開始後一時間で現場に参加した警察官はリンチを加えた河合の、公判に行く途中の夫婦ゲンカにすぎない、という偽証にのせられて、そのまま河合を去らせ、一方、リンチ被害者を、被告人・証人への審理妨害容疑者として取調べるためにも本

\* **四月勾留** に関する  
～～過程記録〔抄〕

署へ連行し、ひどい負傷をおどろいて「(刑事)事件にする気があるか」と何度もきいたほどである。被害者が告訴しない、という大學闘争／一／闘争の最深部からの意志表示を、極めて浅い水準でうけとった警察官は医師の診断さえうけさせずに(と同時に、裁判にかかる事件にまきこまれることへの本能的な判断から?)、數ヵ月後にも可視的な傷の残ったほどの被告人の事件から立ち去ったのである。私たちは、裁判所に限らず、その当時のことを示す文書や証拠がないから、という理由で、一の存在に目をむけない全てのものたちに、これからも激しい終ることのない、たたかい挑んで行かねばならない。

前述の指摘は、私たちの文書や証拠への軽視を示すものでは全くない。それらを権力性の上限でみるか、表現の根拠と過程の下限をくぐって生き続けるか、のちがいをいいたいのである。私たちは、「非」力に苦しみつつも、だれよりも、よく表現しようとした試みで生き続けた。表現すべきことの断片の、さらに、その飛沫を対象化する段階にしかいないとしても。

そして、それ故に、ここで、もう一人の被告人の勾留について記述するのが、これほど遅れてしまつてこと自己批判しつつ、この問題群を垂直方向から、かいまみておくことにする。もちろん、別の機会に、もう一度、とらえなおしていかねばならない。

かの女を媒介して出現している△三枚の起訴状のうち△一枚目のものは七九・三・六(註)――前記の被告人に対する保釈取消決定の日付)に高知市内で「猥せつ文書」を「販売の目的で」所持していたことを公訴事実とする。三・六夜の逮捕と勾留は四月に入っ

この表現のうつしは、三・八付勾留通知書を、被疑者の要請により、松下方片山恵子に送つてきたりと、高知地裁刑事部であつても提出されたが、と高知と徳島と地裁は、その内容を実現しないまま公判を強行してきている。

先に述べた勾留取消と保釈請求が次々と却下し棄却される理由は、たんに被疑者が黙否しているとか、逃亡のおそれがあるとか、国選をふくめて弁護人を承認していない、という表面上の口実だけでなく、かの女への予断的と判决があり、△三枚の起訴状が、ことなつた地裁を横断しており、△併合として審理する基準が複数性を帯びてしまい、被疑者を永続的に勾留する他に審理の仕方が判らない、という絶望的困惑からきているであろう。

勾留されている女性(法的な文書では、山本こと石田光代とされている)は、三月と四月の△名古屋と地裁を媒介する△過程とリズムを対応させつつ四月末の過渡的保釈のむこうへ踏み出していくことになるのであるが、かの女にとつても、「私」たちにとっても問題群総体との眞の格闘は、まだ開始されたばかりである。

△名古屋と地裁の被拘束者のテーマにもどると、抗告棄却の後、現在なしうるあらゆる試みが次々と提起された。

四・一三付の弁護人からの勾留執行停止の申立は、その理由として(要約)

①昭和五三年一一月九日、予定より一ヵ月以上も早く出生した次女が衰弱の度を加えている。

②二才半の長女も精神的な不安定から不眠傾向、夜驚症をふくむ心身症状の悪化をきたしている。

ても持続し、何回もの勾留取消と保釈請求は次々と却下し棄却されを行つた。この理由には他の起訴状が関連していく。

△二枚目のものは、七八・一〇・一一に「業務その他正当な理由がないのに」、「徳島地方裁判所第七号法廷内」で「包丁一丁を携帶した」ことを、

△一枚目のものは、七八・七・二四に「徳島大学医学部基礎B棟二階病理学研究室」付近で「清掃用モップ」に手をふれたことを、それぞれ公訴事実とする。

これらの公訴事実のむこうには六九年の△徳島と大学闘争と処分△行ウロ号裁判の提起している膨大なテーマ群があり、松下昇をふくむ「自主ゼミ」実行委員会は、すでに△一九七八・一二・一付で、裁判官、被告人をふくむ「公判」参加者に対して次の提起をおこなっていた。

「△」

前記公判は、弁護人の「非」存在に(も)よつて開廷と審理が△不可能性に宙吊られつありますが、その根拠を本件の発生要因をふくむ大学闘争の△性から追求していく作業を法廷においておこなうことが可能です。(△)△註特別弁護人の仮装形態をふくむ)

ただし、この提起は裁判官と被告人が提起者に対して△年性の△表現(註)△の概念自体、いく度も出現しているが、あらためて論じなければならない)を開始することを前提として、はじめて実現していくものであり、△△それまでは本件△公判期日の設定が△△可能であることは、いうまでもありません。」

③被告人自身も△七リントの治療が拘置所内でなされていない。△三点を上げ、①、②については、四・一四付の医師の診断書を提出し、③については、岡山弁護士会を通じて数多くの障害をくぐつて入手した、四・二〇付の拘置所長からの「在監者の診療状況についての回答書」(四・一七・一九付の法務技官医師の作成した診断書をふくむ)これは内容以前に、診断の前提を欠いた紙片にすぎないが)を提出した。

この勾留執行停止の申立がその後、出会う問題は少くとも三つあり、私たちはその意味を対象化せずに△四月勾留△を把握することができる。

第一に、医師の診断(書)の位相が、その上限と下限をこえて問われていること。

第二に、勾留が法的な収益者のみならず、子どもたちを含む関係性総体に及んでいること。

第三に、この申立にはいまだに決定が出されていらず、△無△限勾留が続いていること。

それぞれが相互に関連しているが、次の経過を媒介にとらえてみることにする。

被告人側の医師の診断(書)を無視できなくなつた裁判所は、「そんなに子どもの状態が悪化しているなら、近くの公的な病院に入れて、その病院の医師からの診断書を出せ。」といいつつ、その権力性と形式性を反論されて、四・二四に医師を△名古屋と地裁によんで尋問することにした。この医師は被告人の公訴事実である△六・一六学長△監禁△事件の現場に存在したことが被告側の証言から明らかになりつづり、他の証人群と共に証人申請されていた

のであるが、裁判所は公判過程と一過程の根本的変換を感じとつて全ての証人群を却下しつつあった。従って四・二四に尋問を行うことはその位相で、証人群総体の証言を代表することをしらされたといえる。

四・二四には医師と共に「自主ゼミ」実行委員会から松下が同行し、子どもたちの現状、勾留の不当性と重層性について証言し、被告人の診断の必要性（現在勾留に耐えられるか）を主張しようと準備していたのであるが、裁判所に入るとして三・一四と記憶している警備員が多數待機して医師（浜本）のみを別室につれて行き、松下の同席と証言を排除した。

裁判所の対応は、浜本に対しても、医師としての証言を聞く、というより、三・一四の参加者と被拘束者であることを感じとて、三・一四制裁々判の連続であった。子どもたちの症状よりも、浜本がハ徳島▽大学で処分されたかどうか、公的な病院に勤務しているのかどうかの尋問に重点がおかれ、かの女を原告とする行ウ号裁判の位相としても審理された。かの女は、その後、松下と共に拘置所へ行き、収監されている竹中と面会するのであるが、この（はじめての）出会いは本来、四・四のハゼロックス室▽における「自主ゼミ」で予定されており、いま、やっと実現されたのであるから、その目のくらむような変移の過程が、占拠空間の「自主ゼミ」の巡礼性を象徴するといえよう。なお、弁護人から保釈取消決定書の裁判官名の誤記を理由とする再抗告を四・一四付でおこなったが、四・二四付で棄却されている。

七公判の開始時刻であった。

#### 救済請求書

〔・・・〕請求者（被拘束者）竹中千恵子

〔・・・〕代理人弁護士 河原 昭文

〔・・・〕拘束者

名古屋拘置所長

松村 幸一

〔・・・〕請求の理由

判期日変更申請書を提出した。

3. その後、裁判所から二・二六の公判は変更されたとの連絡があつた。

4. 従つて、被拘束者は出頭できない正当な理由があり、裁判所もそれを認めたからこそ期日を変更したのである。

5. 右決定は（弁護人と裁判所の）信頼関係を裏切つてなされている。

#### 三、拘束の方法が人権を無視している。

- （一）保釈取消決定は四・三までに弁護人にも被拘束者にも送達されていない。

- （二）しかも弁護人と裁判所の間で次回公判期日を四・二七に決めた四・三直後に本件拘束がなされた。悪意、いやがらせ以外の何ものでもない。職権の濫用、ここに極まれりである。

#### 四、

被拘束者には、昭和五一年七月一三日生まれの長女まいと、

昭和五三年一月九日生まれの二女ときの二人の子供がいるが、本件拘束により引離された。二人は日々衰弱の度を加え、回復不可能な状態に陥るおそれがある。二人の幼い命を救いうるの（医師ではなく）ただ母親のみである。

（一）弁護人は四・一三に勾留執行停止の申立をしたが、裁判所は速やかな決定を出さず、四・二〇にやっと医師、浜本を京都か神戸で尋問するといったが、四・二三には名古屋まできてもらいたいということがわたり、四・二四に尋問したにもかかわらず四・二五には公的な病院の診断書を出せと要求している。

（二）いまや、二つの幼い命を救うという積極的な目的のために、

四・二四に裁判所がとった対応から勾留執行停止申立の試みは極めて困難になってきたので、「自主ゼミ」参加者は、人身保護法による「審問請求」の実現を目指した。この「審問請求」は、たものが「一公判過程においては最初であり、その後、

一九七一・九・七のハB一〇九▽闘争による被逮捕者（松下）が、された橋本についておこない、審理と執行停止と入院とを実現した。（このときの求人側の医師は浜本であった。）

一九七四年の四～五月、ハ岡山▽地裁と刑務所を媒介する審問的

情況の中で坂本、松下、山本とついても四回にわたって展開され（通信第二一号七ページ参照）。

一九七四・十一・五ハ徳島▽地裁での被監置者（山本）についても応用し、審理と執行停止と入院とを実現した。（このときの

求人側の医師は浜本であった。）

被拘束者の釈放は火急の大事である。

五、よって直ちに仮釈放の決定をしていただきたい。

(説明資料一 略)

昭和五四年四月二七日

右請求者代理人

弁護士 河原 昭文

(註)一 前日の「自主ゼミ」からの面会で、被拘束者が数日前から重湯しかたべられない衰弱状態にあることが判ったので、弁護人を通じて四・二七付文書で請求理由に追加した。)

医師、浜本多恵子からも、二人の子供たちの症状のみならず、被拘束者の健康状態の悪化に関する四・二七付の上申書が提出された。

一、

(一) 拘置所の医師の四・一七付診断書には被拘束者の下痢・腹痛は次第に軽快しつつあると記しているが、四・二四面会時に二週間にわたって症状が続いていることを確認している。釈放により精密検査と適切な治療が必要である。

(二) 拘置所の医師の四・一九付診断書は、二・七リンチの後遺症についてのものであるが、あまりにも局所的診断といわざるを得ない。二・七当時、被拘束者は、一・十付の医師、草野<sup>敬</sup>子の診断書にある通り出産後の回復のおくれにより安静加療をする状態であった。そのような状態において一時間余の殴打や引きずりまわしを受けたのである。負傷は當時全身的であり、かつ心身にわたるものであった。拘置所の医師の診断(註)一

被拘束者の原則的態度にもより、診断は、着衣状態での可視的部分に限定された)は極めて局所的である。早急に産婦人科専門医の適切な診療を受ける必要がある。

二、本件被拘束者の診療・治療は、「竹中千恵子——まい・とき」の「母子」存在を対象として、はじめて診療の名に倣する。(三才未満の)こどもの病気を見る場合、母親がその診療対象としてふくまれることは医学的一般常識から当然であり、また逆に母親の病気を見る場合、そのこどもたちの症状を母親の病気の投影としてもみていかねばならないことは言うまでもないが、とりわけ竹中母子においては、その「母子」共生のありようから、互いの病状が不可分に浸透しあっていること、診療はこの「母・子」共生を対象としない限り効を奏しないことからも、竹中千恵子の拘束は竹中母子の拘束であり、釈放が「母・子」の現症回復の大前提として不可欠である。

二人の子供の生命を支えづける位置にある「片山恵子」からも、四・二七付で「審問」請求に関する陳述書が提出され、四・三以来、悪い環境と激しい労働のため、子供たちのみならず自分も生活・生命に危機が迫っていることが報告された。

浜本多恵子、「片山恵子」の文書と共に提出された「松下 昇(末宇)」をふくむ「自主ゼミ」実行委員会の  
「竹中千恵子」の「審問」請求  
に關する陳述書

の要旨は次のようなものである。

一、「竹中千恵子」の拘束の不當性。

二、「二・七ハリンチ」の打撃が増幅されている。

三、公判準備に重大な支障がある。

四、深いかかわりのある「徳島」地裁などへの出廷・証言が不可能になっている。

五、四・三収監時の二人の乳幼児のショックに関する法的犯罪性。

六、被拘束者の母および家族は、子供たちを養育する根拠がない。(n年の自己史に関連)

七、陳述主体は二・七ハリンチが二・二六出廷を不可能にするものであることを全過程において把握している。

八、被拘束者は、二・七に破損され、その後行方不明になったメガネを購入するために眼科医の検査をうける必要があり、検査日が二・二六に指定されていた。

(註)一 以上の八三の文書は、弁護人の文書と併合して提出されている。)

「審問」請求表現を一階の地裁民事部受付へ提出してから弁護人と「自主ゼミ」参加者が九階の九〇二号法廷へ行くと、三・一四の悪夢と四月勾留の罪の深さにおびえている裁判所は、二〇と三〇人の警備員を配置して傍聴人の荷物をあずかる」といって持ち去り、前後左右に身体を接して座席を包囲し、一つ一つの動作にも監視の目をとどかせようとした。

(註)一 あまりの緊張?のためか、八三・一四被監置者との横にす

裁判官の一人が交代したことによる手続更新に際しての被告人(竹中)の意見表明。

「手続更新の前提として開廷条件について申し述べたいと思います。(一番目に)昨年一二月一八日(…川合吉雄から荷物を押収し法廷の内外でリンチを加えた(…河合秀昭(…))に対して四月二五日に(法廷あてに)電報をうつてありますが、それは届けてあるでしょうか。(…)(二月一八日の法廷の内外でリンチや押収が行われている、そういう事態やその根拠について裁判所を構成している人達が目をつぶったまま何も対応をなしえないのであれば(註)七・六に裁判長は、二・七リンチをふくめて「自業自得」といい放っている。)、監禁や暴行あるいは傷害事件についての審理(註)まさに「南山」大闘争の公訴事実の審理)はできないと思います。二番目は(…)(六・一六機動隊導入決定に関する(…)議事録、六・一六以後の(大学当局による)留置品目録、(…)(六・一六事件審理特別委員会議事録(…))について)裁判所から文書提出の命令ないし要請を行なつていただく必要があります。第三点として(…)(本件を媒介する真の)事実性を明らかにしていくためには以下の証人が不可欠です。成田晴子方金貞伊と藤井純子(註)一杉井順子という発音が、公判調書では、ある錯覚からこのように記載されている)、森川証言に關わる文書群を宙吊りにしている前国選弁護人、福島啓氏、「…」医師、浜本多恵子(…それから現在までに却下されている被告側証人、森川、中野、三好、神谷、清水を含む人達

を被告人との相互の関連について証言し得る松下 昇と松下未宇、以上は被告人尋問が可能になるための不可欠の条件でもあります。三月六日の保釈取消決定を取り消す決定し、勾留の執行を直ちに停止していただきたい、以上です。」

裁判長は証拠調査請求を全て却下し、弁護人の異議も却下し、被告質問を強行しようとし、被告人の健康状態をふくめて本日は不可能とする弁護人の意見によって次回に延期されたものの、すぐにでも判決したい焦りの色をみせていました。続いて検察官が「敬塵も反省の色が認められない」と論告し五ヵ月の求刑をした時、「いくつかの点にわたり事実関係はあいまいであるが」というニュアンスの言葉をはさんでいるにもかかわらず、公判調書からは沫殺されている。

名古屋地裁の公判調書は、他の地裁の公判調書と比較して、高圧性、権力性の反映としてかなり精密に作成されるが、本質的な部分は全てこのように処分されてしまう。次回公判は六・一になった。

閉廷後、保釈請求をするかどうかについて私たちには深いところでの苦痛があった。というのも、開廷前の「審問」請求を実現させつつ、その決定をふまえておこなうのが本質的であるとはい、民事部が審理を開始するのは数日後になり、釈放の可能性は「不」確定である。一方、子供たちをふくむ被拘束者の苦痛は一瞬ごとに増している。法廷にきている被拘束者の母の頬の遠方から何度もくことが困難な弁護人。これらの諸条件を考慮して、「自主ゼミ」参加者は、法的には「審問」請求を実現させえない根拠を必ず転倒していくことを心に誓いつつ、保釈請求の作業にとりかかった。裁判所は、はじめ三百万の保釈金を要求し、弁護人から被拘束者をふ

くむたちは「失業」者か低所得者（生活保護をうけているものを含む）を主体としているから、本日も三十万（註――二十万は、一九六九・四・二八の仮装被告團の保釈金を委託してもらった。）しかないと主張しても、百万以下は駄目としてゆずらなかつた。これは、「金」しか信用しない権力者の、闘争者に対する虐殺行為以外の何ものでもない。

この時、被拘束者の母（註――一）表現の追求過程の宙吊りから、相互に数年間会っていなかつた。が、七十万を出すと申し出たので、被拘束者は、出会えなかつた数年間のテーマ群を相互に追求していくことを条件にかりることにし、その日の夜、過渡的に拘置所の外へ出た。

なお、「徳島」刑務所での勾留が続いている被拘束者は、津島弁護士をふくむ私選弁護人の依頼が全て拒否され、国選の弁護人によって公判が強行されてきたが、四月二八日に、国選の松尾弁護士と被拘束者の母が依頼した古家野弁護士を媒介してからうじて保釈されている。「二八」の勾留過程の時間的重層を比喩とする保釈過程で「家族」（とくに母）を媒介にうみだされた重いテーマを、「自主ゼミ」参加者は、これからも持続的に背負い、格闘していかねばならない。

付け加えるべき重要なこととして、四・二七保釈により請求の法的理由がない、として五・十付で、名古屋地裁（民事部）の裁判官（至勢忠一、妹尾圭策、伊藤保信）は人身保護請求棄却決定を出したが、四・一三付の勾留執行停止申立に対しても現在まで決定が出されていない。このことに關して被告人からもくりかえし裁判所に求釈明したが、吉田誠吾裁判長は、六・一公判で、決定は出さない

## \*解体するものたちの 公判記録〔抄〕

と発言し、決定を出さない、という「決定」を出したのである。これは、公判の全過程におけるかれの暴虐ぶり、七・六判決強行過程との関連でとらえると、権力による「無」限勾留の意図（註――かれらが、「公判過程の仮装被告團の闘争にいかに傷つき、被害者？意識を抱いているかは、保釈手続に際しての裁判官の数々の言動から推定しうる。」）を立証している。「四月」勾留が、まだ持続していることの把握を抜きにして、「時の楔」の存在する情況を把握することはできない。

（四月）勾留は大きい試験であつたけれども、私たちはこれをたんに受動的にうけとめたのではなく、それまでの全てのテーマの総括と飛躍の契機としても応用し続けている。その過程は、法的に宙吊られた「審問」請求の実現としてもとらえうるであろう。ここでは、三・一四以降、四・二五、五・九、五・三〇、七・九と続く「前一共同被告人の公判へ「自主ゼミ」がいかにかかわったかの」へ「断片を示しておきたい。

一九七九・四・二五

交通ゼネスト（労働者諸君はストを徹底化すべきだが、その影響の全てに存在領域をふくめて責任をとろうとする発想を媒介しない限り、「革命」と逆方向へ動いてしまうであろう。）のために、遠方からの「自主ゼミ」参加者の出廷は極めて困難になつたが、その条件をこえる意志ゆえに、最も遠方の九州からの仮装被告（團）が、一九六九・四・二八闘争の「十」年性の総括をかけて、奇跡的に法廷へ到着し、河合の被<sup>告</sup>人質問の硬直的な展開を確認した。（広川は、河合の説明では「交通スト」でおくれるのだろうということであったが、結局不出頭）

被告人（河合）が弁護人の質問に対して、「（公訴事実の前史過程のテーマ）授業料値上げに疑問をもつた契機は、大学で教えていた経済学や、その他の学問が、実際の大学の運営に反映されていな

いから」と答えた時、かれ（ら）の落ちこんでしまった、ないし表象的な闘争性の底にずっとあった発想が、全共闘運動とは無縁のものであることが明らかになっている。

（註）——前日の四・二四に「四月」勾留についての浜本医師証言があつたことは先に述べた。また同じ日に「押収」された荷物が、より深い「闘争」に沈んだことも、のちに判明している。詳細は「自主ゼミ」（一）

一九七九・五・九

八神戸▽地裁の一公判と重層したこの日の公判にも、もう八／＼人の一九六九・四・二八の仮装被告（団）が東京から参加した。

かれの八十／＼年性をかけた印象は「表現の根拠を喪失し去り、表現主体を解体してしまった被告人は当然にも、裁判官、検察官、弁護士の三位一体となつた法的ルートを流れ下るのみであり、被告人が弁護士をはるかにしのぐ能弁さを發揮すればするほど、無惨としか言いようのない」ものであった。法的被告人は、かゝつての闘争の表面的な事実を固定化する方向で、自己の責任のなさ（例）下痢をしてトイレへよく行ったので現場に常にいたわけではない等々）を強調するのみであり、七一・六・一六からの八年間（まして七八・一二・一八・一七九・二・七の時間）は消滅しきっていた。なお、もう一人の女性被告人（広川）が無言のまま法廷内をスケッチしていたのが対照的であった。

一九七九・五・三〇

この日には（被告人）質問の位相を転倒させつつ、根源的批判の提起を△傍聴席△から擋ごしにおこなつたのが全てである。開廷と

同時に、この提起をうけとつた被告人（河合）は、法廷内の全ての人の異様な関心をそそりつつ数分間、この紙片に釘付けにされ、（広川は、数瞬目を通したあと河合に返す）。やつと被告人質問を統けたが、無理に石のような無表情さで無実を証言し、対決を想定していた閉廷後の提起者から足早に立ち去つた。この日も、もう一人の女性被告人（広川）には発言の機会がなかつた。これで一人の被告人（河合）だけで三回の公判で被告人質問をおこなつたことになり、「一公判の被告人（竹中）に対しての被告人質問の抑圧ぶりと対照的である。

東大・岡大・闘争裁判統一被告（団）・受刑者（団）からの「被告人」質問

河合被告人に對して最後の忠告という氣持をこめて、被告人質問をしたい。

一、南山大学問題について当事者でもないのに、第三者を仮装して国家がこのように介入していること自体許せないことではないか。二、また刑事案件として収束させ、南山大学闘争の意義を卑劣にして歪曲している国家が、現実問題を真底から解決することができないことは、自明ではないか。

三、世界史過程において、あるいは日本の生活大衆に對して最凶悪犯であり続け、前科有り犯、四十犯いやそれ以上である国家こそ死滅すべきだと思わないか？

四、この法廷に參加している公務員達はわれわれが選定し、信任をあたえた者達ではない。大学・国家の公務員存在の根拠がいつそう問われているのが今の状況ではないか。（公職選挙法が除外しない）。

一九七九・五・三〇

排除している人間存在のあり方は戦後民主主義の内実を撃ち、憲法・法体系の根本的書き換えをせまつてゐる）

あなたは彼等公務員にむかって何をしゃべり続けているのか？

五、川合、竹中兩人に対するリンチ・押収、三月十四日の事件、

竹中さんへの保釈取消、拘置所収監攻撃、ほつたらかしにされた幼児と赤ん坊△でたらめな保釈金請求△等々、この過程でなした

あなたの犯罪的行為は多くの人々をまき込み、苦難におとしめ、心ある人々にかゝれない憤慨を呼び起しているが、あなたは自分の手で自分を何よりいつそう罪深い本質的な被告人へ、受刑者へと転落させていっているとは思わないか？

六、この法廷で三月十四日以後どのような審理が行なわれようとも、国家以上のなにものかによって法廷全体が宙吊られ続け、裁判官も検察官もあなたも奈落へと転落し、処刑されるべき受刑者として生涯おびえ続けなければならないだろう。

七、このような事態に突入している以上、あなたが奈落からいながらためには、権力者同様に倒錯している自分自身を打倒し粉碎することからはじめる以外はない。

何よりも川合、竹中兩人へのリンチ・押収の件を徹底的に自己批判し、己れのとりかえしのつかない罪深さを生涯にわたつて清算してゆく以外に生きる道はないはずである。

またその道こそあなたがなしたこと、南山大学闘争の切り拓いたものが未来へむかって開示されてゆく最後の鍵なのだとは思わないか？

八、東大裁判闘争の被告人・受刑者達は、分離公判粉碎、統一公判獲得をかけて闘い、欠席裁判△欠席判決、総計廿百年の実刑判決

被告人質問が広川についておこなわれる予定であったが、被告人の不出頭で延期された。三・一四以降、広川による三回の不出頭（一回も保釈取消はない。）が、かの女の共同被告人が説明する理由によるものかどうか不明ではあるけれども、かの女が今年に入つてから（自主ゼミ）からのN回の媒介的な提起にこたえていない（ないし、こたえられない条件を突破していく試みを公開的になしていらない）ことを残念ながら認めざるをえない。

被告人よりも、むしろ、この日（および次回の七・九）に△傍聴席△に存在する提起をうけた人たちの問題が重いといえる。その人たちの一人は一九六九・四・二八沖縄闘争の被告人であったが、一審で私選、国選の弁護人が辞任し、被告側から国選弁護人の再選任請求をしたにもかかわらず、東京地裁の斎川貞造裁判長は、トラブルを絶対おこさなければ、という条件をつけ、被告側から拒否されると弁護人不在のまま七一年九月に実刑判決を出した。七六年二月（横井大三裁判長）は上告を棄却した。そして、直接には△名古屋△地裁に出廷する条件がなかつたものの、出廷の意志をもち、問題点を共に追求していた一人が、一年四月の実刑のため収監されたの

である。

これは「一公判を遠くで支え、つきうごかす動きの一つであり、いま服役中のかれ、をふくむへ▽年間のとりわけ裁判闘争を媒介するテーマ群を、より強固に追求していくべき必然性を感じさせる。

一九七九·七·九

この日の公判は「自主ゼミ」位相では「竹中」を被告人とする七・六公判（後出）やし石田光代を被告人とする七・四公判と深く関連している。△名古屋▽地裁には、七・四公判の被告人が巡礼したが、かの女は「四月」勾留後、「自主ゼミ」の提起にこたえつつ、n年性証言の証人として「母」や「前」配偶者をふくむ人たちの証人申請をし、「一本」一人や△徳島▽地裁から拒否され、七・四には、それ以上要求を続けると保釈を取り消す、とドウカツされていた。

よりめき入るよ<sup>リ</sup>にしで「名古屋」地裁へ巡査したせいか 被告

人（河合・広川）のいる法廷ではなく、となりの覚醒部事件の法廷にいる自分を発見した。そのため、その後、河合と広川が相互に尋問し証言する法廷に移動しても警備員は、となりの法廷の事件の関係者（註一本質的にはそうであるといえる）が、まぎれこんできたのかと思って、あまり警戒の目をむけなかつたようである。広川はあらかじめ打ち合せたメモを朗読するようにへ尋問＼し、河合は「知っている」とか「ある」と一言でへ証言＼するパターンがくりかえされたが、となりの法廷のような緊迫感はなかつた。

その後、△傍聴△席の一自主ゼミ参加者には了解しがたい△不徹底さ△で弁護人がある了解？にもとづいて広川について辞任し、

一九七九・十一・二九  
その後、分離され

一 参加者の目から消え去っていたが、△名古屋△市内で仮装労働をしている「自主ゼミ」参加者が△偶然△みつけた新聞記事によると、十・二九公判で広川は裁判所のきめた国選弁護人による最終弁論に抗議して、弁護人のメモを破り、退庭拘束された。（監置七日）裁判長は、そのまま結審して懲役四月、執行猶予一年の判決を言い渡した、とのことである。

くへの、ある意志表示がこめられていたであろう。しかし、これまで、くりかえし提起された問題に、ついに公然とこたえていない（根本的には、河合のリンチ／押収の直接の当事者でないふりをして

（しまう）存在責任に至りつこうとしない限り、かの女も又、河合の解体を共有してしまるのは確実である。

\*  
〔審問〕請求以後の  
~~公判記録〔抄〕

裁判官の一人

裁判官の一人が交代したことによる手続更新に際して、被告人（竹中）から、前回四・二七にのべた開廷条件の内容を今回も提起すると発言した。また、四・二三に、裁判官が拘置から被告人をよび出して尋問した時の調書の中で、「子ども（とき）」の名が誤って記載されていることなどを訂正要求したが、裁判長は公判調書ではないということ（！）拒否し、異議申立も却下した。

被告人質問が開始され、被告人は、四・二七の一審問一請求表現群と、五・三〇法廷を凍りつかせた「被告人」質問表現を証言台においてから発言し、閉廷後も、そのまま存在させ続けた。

群と、五・三〇法廷を凍りつかせた「被告人」質問表現を証言台においてから発言し、閉廷後も、そのまま存在させ続けた。

質的な申立を宙吊りにしていることを包括的に明らかにし、もし裁判所が、本当に審理をおこなうつもりがあれば、被告側申請の証人を全てみとめるべきであると主張しつつ、さいごの書証として昭和五一年(昭和五一年)「研究室」公判(控訴人=松下昇・森川佳津子)の七七・五・四調書のうつしを提出した。これは(名古屋地裁で証人申請を召喚不能でとり消された森川佳津子が、本件の六・一六現場に存在し、被告人を含む女性達との位置を相互に交換しており、本件は成立しないことを明らかにしていると共に、召喚不能ではなく、召喚に必要な文書をへ押収／している(前)国

選弁護人や、それを放置している裁判所の責任を明らかにしたものである。

何とかして本質的な審理から逃れようとした裁判所は、この日にも結審を意図していたが、「公判の意味の深さ、その<sup>④</sup>次性に圧倒されて被告人質問を次回に続行せざるをえなくなった。」

なお、開廷前に、なにかにおびえ続けている裁判所は、入廷の条件として被告人の荷物の内容の検査をさせるように要求し、被告人が拒否すると、その条件で入廷しない限り保釈をとり消す（）といふ驚くべき発言をしていたことを付け加えておく。

#### 一九七九・七・六

この日にも所持品検査があり、開廷後、被告人（竹中）から、四

・三付の勾留執行停止申立に対する決定を、六・一法廷証言台に存在し続けた「審問」請求表現や「被告人」質問を媒介して出すよう要求したが裁判所は拒否。被告人質問の持続の中で眞の証言の条件の創出のために、採用をとり消された証人（中野茂）の姉（畠宮千恵子）からの上申書を提出したが受取りを拒否された。さらに被告人質問を展開し被告人最終意見陳述を次回以降におこなう前提で、弁護人（河原）が最終弁論（中国訪問後の疲れのためもあり、仮装被告団との討論をへて文書を作成することなしに、口頭でなされた。）がおわった時、突然、裁判長は、すでに用意した判決文をよみ上げ始めた。抗議する被告人に警備員が数人おそいかかり、裁判長の命令でいすに押さえつけられ（全身に内出血）、発言や退廷の要求も無視された。被告人からの忌避申立は却下され、経過總体に弁護人は沈黙し続けていたので、被告人は、ある祈りと最へ終▽の例がここに出現しているのである。

同位相の例が、一九七四年の一〇三公判における四・一を頂点とする制裁と起訴過程（「卵」裁判）としてある。忌避過程と裁判過程は、それぞれ情況の極限において「公判過程と垂直に交差しているが、このようないくつかの問題が「審問」請求を必然化し同時に法的に宙吊らせてしまう「審問」情況と垂直交差していることを、はつきりとられておかなければならぬだろう。その上で七・六忌避以降の経過を把握してほしい。

七・六し付「即時抗告」：をふくむ「申立（書）」七・六法廷への「監禁」から釈放された直後に高裁へ提出した文書には、今後、申立理由を更に補充していくので、全一表現過程をふまえて審理と決定がなされるよう要請されている。その後提出される表現群の重要性は決定を七月八月をこえて九月にもちこさせることに成功し、公判で圧殺された表現と時間の再占拠ということができる。

七・一三し付「即時抗告」：をふくむ「申立（書）理由補充（書）」ここで指摘されているのは

七・六の地裁判事第二部の裁判官は、「忌避」：をふくむ「申立（書）」に目を通さず、とりわけ申立の最大の理由として提起

的判断をこめて、「弁護人を解任しますから、弁護人は退廷して下さい！」と数回叫んだ。「法<sup>⑤</sup>的にみてさえ、この瞬間に審理は宙吊りになるはずである。しかし奈落を落ち続ける裁判所権力と、あきらめてしまった弁護人は（五月、六月の日弁連の「正常な理由のない不出頭、退廷及び辞任等不当な活動をしてはならない」という倫理？規定をふくむ最高裁・法務省との取り引き、に情況的にも規定されたいた可能性があるが、根底には「一瞬ごとに問われる弁護士存在の深さのとらえ方の度合があるだろう」、この血を吐く叫びに答えず、判決朗読を強行し黙認した。まさに「監禁」を公訴事実とする事件について被告人を「監禁」しながら。この光景を転倒しつくすことなしには、今後いかなる表現も変革の試みも、私たちの世界に存在しないことを何度も強調しておこう。

このような不当と暴虐は、たんに裁判所権力のみによって加えられているので<sup>⑥</sup>ことは、これまでくりかえしのべた通りである。これらへの敵<sup>⑦</sup>総体との格闘は、より強固に持続しているが、ここでは、七・六忌避以降の試みに、現情況の極限が象徴されているので、その経過を素描しておく。

七・六以降の表現に「控訴」の概念がストレートに出現しないのは、「判決」がありえない以上、当然である。もちろん裁判所権力は「判決」をしたと既成事実化していく以上、「<sup>⑧</sup>日間の控訴期間に意志表示をしておかないと、そのまま確定判決とされてしまうため、七・一三し付で仮装被告（団）から、「控訴」：をふくむ「申立（書）」を提出はしたけれども、その中でも六・一

した「四月」勾留に関わる人身保護請求表現総体の審理を開始し得ないまま、刑訴規第九条第三項にもとづく理由書の提出を拒殺して却下決定を行ない<sup>⑨</sup>、被告人をふくむ仮装被告（団）の提起へ註――この七・六に出廷（不）可能をしいらでいる関係性の深さで七・一四し付「四月」勾留と六・一公判を通じて「忌避」の構想は存在し続けていた。）から逃亡したということである。また、この補充書は、七・一四し付を媒介する制裁調書と抗告表現群を本件「申立書の構成要素としても提出するので、総体的審理が不可欠であるとのべている。

七・一三し付の「異議」と「忌避」：をふくむ「申立（書）」は地裁にて提出されると共に、高裁にての前記の補充（書）にも併合されているが、ここでは七・六法廷は、開廷の前提条件を実現せず、被告人に最終意見陳述の機会を与えず、「忌避」：をふくむ「申立（書）」を審理せず、弁護人による被告人質問と最終弁論の審理以前に作成された判決文を、被告人を暴力的におさえつけ、弁護人解任状態にもかかわらず読み上げた訴訟指揮<sup>⑩</sup>：を提起するから、これに対する最（終）的な決定がない限り、また新たな弁護人選任し被告人最終意見陳述がなされない限り、「七・六」法廷は成立不可能（従って公判調書と判決文の作成も不可能）であることが示されている。（註――地裁はこれに対し、「四月」勾留の執行停止申立に対するのと同じく、決定を出さないままである。）

七・一七し付「即時抗告」：をふくむ「申立（書）補充（書）」では、前記の地裁にて提起が、七・六公判調書の記載の正確

性についての異議申立として開始されており、その内容を把握した後でない限り決定を出し得ないことが強調されている。

（七・二三）付 公判調書の記載の正確性に対する異議申立 をふくむ（一）申立（書）は前記表現との関連で、地裁での閲覧作業の後（註――弁護人「不」在のため謄写は不許可）地裁に提出されている。ここでは公判の生死にかかる被告人側の発言、提出文書が殆んど削除され、△押収▽△破棄△され高裁への移送もされていないことが正確に記載されている。逆に、（七・二三）付の地裁あて「異議」と「忌避」△をふくむ（一）申立（書）に対し決定を出す責任を回避して高裁へ回送している事実を地裁での閲覧作業の過程で発見したことも指摘している。

（七・二三）付 「即時抗告」△をふくむ（一）申立（書）理由補充（書） 前記の地裁の対応は、それ自体によつても忌避理由が成立すること、高裁が一審の裁判所が△押収▽△破棄△してい表现群の全てを提出させるように要請している。（註――この不可欠の要請は現在まで実現されていない。）

（七・六）八・一三）付で提出された「即時抗告」△をふくむ（一）申立（書）の審理に関する（一）申立（書）の受理された日付は八・二〇であるが、ここでは、これまでの申立（書）群を総的に把握しつつ、審理を開始する条件を提起している。

「即ち、この即時抗告過程で最も深く審理されるべきことは、次の項目である。

米七・六法廷の被告人による（一）宣言の一瞬、被告人をふくむ参加者総体の現情況に至る存在様式が、どのように変位△飛翔

しはじめたか。

米それは一九七一・六・一六現場における被告人の最後の瞬間のテレマ△存在責任と、どのように関連しているか。

米一九七六・六月表現以降の全（一）表現の一瞬ごとの根拠と、どのように「一連続しているか。

米さらに「卵」裁判の再審請求の（一）可能性をも追求しつつ開始されている、うみのむこうの行ウ△号△反宇宙△法廷とも、どのように交差しているか。

米これら総体を運動させていくし根源的エネルギーは、どこから出現し、どこへ向かいつつあるか。」

また、（七・二三）付提起にものべた行方「不」明の文書群について確認するために地裁へ閲覧作業を行つた時、たえず横で△警備△する書記官に閲覧個所を制限されたこと、自らの公判調書や他の被告人（金貞伊）の確定記録の謄写請求が、弁護人がついていないことを理由に拒否されたのは、七・六の被告人による弁護人解任を裁判所が認めている（公的には認めないフリをしているのに）ためであると、△記録△を媒介する△地裁△の責任が明白に開示されている。

（九・七）に被告人が地裁へ△回目の閲覧作業に出かけると、書記官△、高裁から決定がでていることを知らされた。決定原本が到

着しつつある「制限住居」にすぐもどる条件のない段階で、まず、

（高裁）最高裁（一）付でなされた。この文書には、申立の理由は、いま、このような形で意志表示を行なう根拠の開示△と共に提起する。ということが記されているが、前記の根拠は、「制限住居」にたえず生活しえていない諸条件（生活環境、同居人の（一）過程への誤解、（前）共同被告人△家族△闇の領域の当事者たちの（無）媒介的な来訪△）の可能性と格闘しつつあることに対応する）と深くかかわっていることを（時の楔）発行主体からべておきたい。また、七・六以降、これまでの弁護人（河原）が（一）公判総体から△離脱△しようとする（後述の△神戸△地裁の記録、とくに一九七九・七・一八の項目を参照）のに対して仮装被告（団）総体が、かれと必死で△自主ゼミ△を開いて、七・六を媒介する「忌避」過程に、かれの共闘をよびかけ続けた過程が重要である。かれは、やっと九・二一付で忌避申立過程に関する即時抗告△特別抗告の弁護人となることを了承し、△自主ゼミ△参加者が全力を上げて対象化を試みた、忌避に関する判例批判の水準で、九・二七付の特別抗告申立理由書を作成△提出した。関連表現の要旨を次に掲載する。

昭和五四年（一）第一五号

決 定

（住居 略）

申立人 竹中 千恵子

〔…〕

主 文

昭和五四年九月四日

名古屋高等裁判所刑事第一部

〔…〕（即時抗告申立の要旨は）原裁判所の訴訟指揮権及び法廷警察権の各行使及び構成各裁判官の審理態度には不公平な裁判をするおそれがあるという趣旨に解される。

〔…〕（…）ことがそれぞれ認められる。（註――地裁が△押収△破棄△した記録には何一つ言及せず、審理の開始条件も無視している。）

〔…〕そもそも裁判官忌避の制度は「裁判官がその担当する事件の当事者と特別な関係があるとか、訴訟手続外においてすでに事件につき一定の判断を形成しているとかの当該事件の手続外の要因により、当該裁判官によっては、その事件について公平で客觀性のある審判を期待することができない場合に、当該裁判官をその事件の審判から排除し裁判の公正及び信頼を確保することを目的とするものであって、その手続内における審理の方法、態度などは特別の事由のない限りそれだけでは直ちに忌避の理由となし得ないもの」（最高裁判所昭和四八年一〇月八日第一小法廷決定参照）と解されるところ、本件忌避申立の理由（は）〔…〕それ自身原則として忌避申立の理由となし難いのみでなく、〔…〕審理の経過を仔細に検討しても〔…〕不法不当の廉は毫も見出することはできず、〔…〕これを簡易却下した原審の処置はまことに適切であつて、〔…〕本件抗告は理由がないので刑訴法四二六条一項によりこれを棄却し、主文のとおり決定する。

裁判長裁判官 杉田 寛

裁判官 鈴木 雄八郎

裁判官 橋本 亭典

（九・二三）付で、（九・七）付の「異議と特別抗告」をふくむ

「申立（書）の理由一序」が「竹中千恵子」の子供の指印による割印の洗礼をうけて提出されているが、その位相は、高裁決定をふくむ裁判所権力が決してどこない存在領域の渦にある。この理由「序」の冒頭には、「棄却決定の日付でもある九・四以降、被告人の子供たち、および被告人は、まさに「一月一勾留時に「審問」請求を必要としたのと同じへ症状」の悪化に直面しており、断続的に激しく訪れる症状がやや遠のく、極めて制約された一瞬に申立理由書を作成しなければならないので、もし本件申立が刑訴法四三三条第二項、刑訴規第二七四条等によって却下されようとする事態に対しでは、刑訴法三六二条を仮装的に応用しつつ、上訴権回復の請求を行なう。」という表現がある。その上で、これまで提起してきた全ての一申立（書）これから提出する弁護人の特別抗告を審理することを強調している。そして原決定が依拠する判例を調査し、原決定の引用している部分に統く「これらに対しては異議・上訴などの不服申立方法によって救済を求めるべきであるといわなければならぬ。（@とする。被告人註）したがって、訴訟手続内における審理の方法、態度に対する不服を理由とする忌避申立は、しょせん受け容れられる可能性は全くないものであって、それによてもたらされる結果は、訴訟の遅延と裁判の権威の失墜以外にはありえず、これらのこととは法曹一般に周知のことがらである。（@とする。被

もっている。

#### 特別抗告申立理由書

申立人 竹中 千恵子

右の者に対する（…）即時抗告棄却決定に対して申立人のなした特別抗告について、弁護人は申立の理由を次のとおり陳述する。

（…）

原決定は憲法三七条三項に違反している。  
憲法三七条三項は「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる」と規定し、これをうけて刑事訴訟法二八九条一項は「死刑又は無期若くは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない」と規定している。

この二つの規定の関係について最高裁判所大法廷は「如何なる被告事件をいわゆる必要的弁護事件となすべきかは、専ら刑訴法によって決すべきものであって、憲法三一条、三七条三項によって定まるものではないから、公判期日に被告人並びに弁護人不出頭のまま審理をとげたとしても違憲ではない」と判示しているが（昭和二五年二月一日大法廷判決）、刑訴法二八九条一項は憲法三七条三項の趣旨を具体的に表現したものであって、本来、刑事案件はすべて必要な弁護事件とすべきであり、これこそ憲法三七条三項の意とするところである。

（付）

したがって、右大法廷判決は憲法三七条三項の解説を誤まっているといわざるえない。

そして、申立人に対する前記被告事件も、必要な弁護事件であつ

告人註）」の部分を△引用▽して根本的に批判している。その部分に続く表現を△引用▽してみよう。「@の方法は人定、証拠調べ等、裁判制度の中核をなす諸手続に関する実質的には全く無力である。実際にはすべて裁判所の予断にもとづく却下が行なわれているにすぎない。（抗告、異議、上訴制度の形骸化）訴訟手続内における審理の方法、態度等、訴訟進行上最も重要な裁判所の在り方に対する方針は、⑥を法廷等の秩序維持に関する法律の各条文（特に第一条の目的、第二条の制裁——引用略）と対応させてみると、いつもその意図が明らかになる。（…）最高裁判所は、とりわけ大学闘争発生以来、世界的に提起されている△忌避と異議と分離（語源の共通性にも注目しつつ）申立とその却下と許可過程総体を前記、法廷による裁判裁判と監置処分の過程で提起されている問題群との同位相性において把握し対象化する必要がある。そしてこの作業を行なうことなくしては、本件に触ることは全く不可能である。事件名をえていまは個々にあげはしないが、△判例△をふくむ記録にとどめられることさえなく闇に放置されているこれらの事件総体に対する再審請求としても、この申立理由書の提起がなされる、ということを本件に関わるすべての参加者は絶えず想起する必要がある。」

九月二七日付の弁護人、河原昭文による特別抗告申立理由書は、それが作成し提起されただけでも、△公判の各領域にとつて大きい成果であるといえる。また、判例の引用と批判は仮装被告（団）による（九・二三）提起と共に開けつつ、最高裁を驚かせる内容を

（付）

た。ところが、原決定も認めているように、原審裁判長は、判決理由告知中、申立人が弁護人を解任したため、右刑訴法二八九条一項によって、もはや開廷できなくなつたにも拘わらず閉廷することなく判決理由の告知を続けた。

この原審裁判長の措置は明らかに刑訴法二八九条一項に違反し、ひいては憲法三七条三項に違反するものである。

最高裁判所昭和三〇年一月一一日第三小法廷判決も「判決宣告の公判期日は、すでに攻撃防禦の方法が尽され、弁論が終結した後の期日であるから、弁護人にその期日を通知して出頭の機会を供するかぎり、必ずしもその立会を要するものと解しなくとも被告人の権利保護に欠けるところはない」とはいつているけれども、必要的弁護事件において弁護人が全くいない状態で判決の宣告をしていいとはいっていい。『弁護人にその期日を通知して出頭の機会を供するかぎり』において、弁護人の立会なくして判決を宣告してもいいといっているのである。

原審裁判長の措置が違法、違憲であることは明らかである。そうだとすれば、原決定が刑訴法および憲法の解釈、適用を誤まっていることも明らかである。

「原審裁判所及び原審裁判長の決定及び命令を含む審理態度、方法について不法不当の廉毫も見出すことはできず」とは、一体何を見ているのだろうか。

既にのべたように原審裁判長の措置が、刑訴法二八九条一項ならばに憲法三七条三項に違反していることは明白である。

また、原決定は、「本件忌避申立の理由はそれ自体忌避申立の理由となし難い」とい、最高裁判所昭和四八年一〇月八日第一小法

廷決定をひきあいに出しているが、右決定は「その手続内における審理の方法、態度などは特別の理由のない限り、それだけでは直ちに忌避の理由となし得ない」といってはいるだけであって、原審裁判長のような刑訴法二八九条一項、憲法三七条三項に明らかに違反する審理の方法、態度が忌避の理由となり得ることは、これまた明白であろう。

結局、原決定が憲法三七条三項に違反していることは明らかであり、速やかに破棄さるべきである。

1

决定

申立人 竹中 千惠子

論を通じて、やっと可能になつたが、そのねばり強さの根源にある  
ヴィジョンは、

右の者から「…」特別抗告の申立（標題は異議・特別抗告を含む申立）とあるが、このような決定に対し、異議を申し立てることはできないから、特別抗告のみを申し立てたものと認める。）があったが、抗告申立書に抗告の趣旨の記載がなく、また抗告提起期間内にこれを補う理由書も提出されていないので、本件申立は不適法である。

人が忌避申立を爲に共闘してほしい、という趣旨であった。法的にはみても、かつて七六・十一・五八名古屋▽地裁（被告人・竹中）における忌避申立て却下に対して十一・六に弁護人（河原）がおこなった即時抗告申立てに対する十二・二付の△名古屋▽高裁による棄却決定は、今回の七九・九・四付の棄却決定と同じ最高裁判例を引用しているのである。また前回の七六年の棄却決定に対して弁護人が特別抗告をしていない（いいかえると、特別抗告を共闘していく条件を私たち総体が創出しえていなかつた）以上、今回の七九年の棄

昭和五四年十一月二三日  
決定

申立人 竹中 千恵子  
右の者から（…）上訴権回復の請求及び特別抗告の申立（標題は異議・特別抗告とあるが、このような決定に対し異議の申立をすることが許されないから、特別抗告のみを申し立てたものと認める。）があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主

文

文

本件上記権回復の請求及び抗告の申立ていすれも棄却する

申立人は、標記の即時抗告棄却決定に對して、法定の期間内に最高裁判所に抗告をし、右事件（昭和五四年（）第一〇三号）が現に係属していることは、当裁判所に顯著な事実であるから、本件各申立は、ひつきょう再度の特別抗告を申し立てるための上訴権回復請求並びにこれを前提とする再度の特別抗告の申し立てにはかならず、いずれも不適法である。

(△二▽つの決定日付と、裁判官名は同△一▽で)

最高裁判

裁判長裁判官	中村 治朗
裁判官	藤崎 重光
裁判官	万里
裁判官	本山 亭

抗告の意志表示のみを認め、補充された抗告内容を申立の重層と

今のことろへ法的にも現実的にも、直ちに、これらの権力機構へそのむこうの存在的抑圧者たちを打倒することは極めて困難に思えるけれども、宇宙（史）的な眼からみれば、私たちが、ここでたどりついた過程それ自体によって、n次の存在へ革命ともいすべきもののヴィジョンが、かすかにみえはじめた、その度合だけ、△敵△たちは解体しはじめた、と断言しうるのである。

ごく基本的なことを一例としてのべても、もし「あなた」が、これまでのべた「忌避」過程と同位相の鬭争を割出しうるなら、もう一度、いや、何度でも提起を深化させつつ、くりかえすことができるのである。

そして、もちろん、私たちも、現在、不可避的にかかわっている各地裁の各公判、これから開始される△名古屋△高裁の控訴審をふくむ△一公判△△過程で、これまでの問題点をとらえかえしつつ、全存在をかけて応用していくであろう。

なお、前述の最高裁の八二〇つの決定に対し、一異議（即時抗告）：をふくむ一申立が、重層的に提起され、その理由書の不可欠の構成要素として

可欠の構成要素として

時の櫻  
八  
▽語  
：に関する資料集

時事通信 第八〇号

時の楔通信 第八〇号

が提出されていることを付記し、

が脚出されていふひとを付託し

時の楔通信 第△1△号 (一あなた)

の出現過程そのもの

## II. △神戸▽地裁の△△公判 を媒介するテーマ群

次に掲載していく表現は、これまでのものと一  
が異なるように感じられるかもしれない。それが何に起因し、  
何を包囲し、何をもつしていくか、よみとり、逆提起していただき  
たい。

神戸地裁における期日設定は、証人のちがいを一つの条件として、松下と上原について、次のような位相差の過程を示している。

S · 五二 · 六 · 一一一  
七 · 一一〇

九·二

一  
一  
六

三・九 S・五三・ニ・一六

三・九(ここまで経過は△〇▽号参照)  
四・二四

リストから判るように、二人の共同被告人が被告席で出会うことは、S・五二・七・二〇以来、全くなくなっている。この日の公判調書「抄」までが、五月三日の会通信二十四号に掲載されており、そのページには、ひき続いて「不」出頭過程を媒介する「非」存在闘争論（序）があり、次のS・五二・九・二一公判記録「抄」以降は飛翔した表現媒体、時の楔通信第二〇〇号に掲載されているのは、當時その意味を充分とらえ切っていなかつただけに今ふりかえると驚異である。

ここにこめられた意味は、たんに△二▽人の共同被告人の公判の位相差というだけにとどまらず、大学闘争→裁判闘争の△十▽年間がひき出している根源的な困難さと重要性にかかわっているであろ



訴後の取調べでも黙否し、刑事々件の認否においてもその前提を否定してきている、ということである。すでに、△六甲▽△包囲▽の中で語りつくしているといえるにしても。

\*一九七八年六月五日  
一一公判記錄〔抄〕

△落書△一般について、その根拠について松下は何度も発言している。神戸大学のB一〇九（松下研究室における自主講座（アサヒ・ジャーナル一九七〇・三・二二号に掲載）の発言は大学当局によって処分理由の証拠とされ、研究室公判においても検察官が言及した（一九七七・二・一八・大阪高裁の控訴審）が表現主体の立証は宙吊られたままである。南山大学における北川透との連続講演会南山大学新聞一九七〇・十二・十に掲載）や九州大学における自主講座（「ラディックス」第四号に掲載）でも、闘争主体総体の表現の一例としてふれているにすぎない。

被告人（松下）が、正午すぎに、神戸地裁横の湊川神社のトイレに入ると、作業員がトイレの落書を消す作業をしているところであった。△密室▽での孤独な表現者と、それを消す困難な労働にたずさわる人の双方に対する責任を心のどこかで感じながら、地裁正門の方へ歩いてくると、千鶴子はついに日山事件

(一九七四年三月、二名の障害児が甲山学園で死亡したことから生じた事件)の公判参加者の集会が、まだ続いているところを目撃した。その傍を歩みすぎる被告人(松下)の内的なつぶやきの一つは“自分は存在し表現の違法性のむかうでしか、この事件とかかわらない。もしも、いつか、数多くの共闘者、支援者がゼロになるよ

うな段階が現われたら、その時こそ：」といふ

午後一時すぎ開廷。

検察側証人 明石吉亮（神戸大学教養部工務専門）

主尋問（昭和四五年一月八日の事件について）

檢察官（兵四）――被告人の姿を最初に目撃し

証人——A棟にある控室からB棟へわたる途中です。

体が松下昇であることを前提とする発想は、有罪の判断に加担してしまうであろう。いうまでもなく、松下昇をふくむ仮装被告団は、有罪を怖れるのではなく、表現し存在の違法性のむこうへ突き抜けようとしており、たんに法的な有罪として切り捨てようとする法||国家と深いところで対決していくことをめざしている。問題は、「く」の字形十二個についての発言者が、このような対決をふくめて、自らの「く」の字形廿個をどのように表現したか、どのように生命を与えた飛翔させるか、が問われているということであ

る。なお、この問題と表現媒体・表現過程との交差については、パントム（時の楔）一四ページを参照してほしい。

[ ... ]

横一（その数分後に）M棟の一階からB棟一〇八号教室をのぞいたのですか。

〔…〕  
証　一　はい、気になつたので、男子トイレの窓から見たのです。

検一 松下はくの字を何を使って書いていたのですか。

〔…〕  
検  
— 森川はどうしていたのですか。

証——うしろに立っていたと思ひます。

検一 松下らのやっていることを見て、あなたはどうしたのですか

話「 私らの上司「 」に報告するためにはその場をになれば後、そのまま帰ったのです。

弁護人（河原）〔三〕  
一月八日は何曜日だったのですか。

〔…〕  
証  
— わかりません。

弁一 当時、検察官から事情聴取をうけたそうですが、現在は當時何をしゃべったのか忘れてしまったのですか。

弁一 翼朝(以後)一〇八号教室をのぞきに行つたという(検察官)  
証一 はい。

の喚起した)記憶は現在全くないのでですか。

三  
一  
二  
三

（全共闘と連帯している）職員共闘という組織があつたこと

[...]

被 - (本件の) 黒板にかいてあるものを消す作業に参加したのですか。

証 - いいえ、業者が来て、新しいものと変えました。(時期は不明)

〔：〕

〔：〕

## \*一九七八年六月二六日

### ～～公判記録〔抄〕

被 - 「（：）」(現場を目撃したとして) 上司に通報する義務があるのでですか。

証 - いいえ、自発的にそうしたのです。「（：）」本件だけです。

被 - なぜ本件だけ通報したのですか。

証 - わかりません。(註 - 檢察官への供述調書の日付は昭和四五年四月二七日で、事件の四ヵ月後である三八ページのリストをみれば判るように、松下の処分段階で四月八日に松下、森川ら四名を逮捕し、公訴事実を加重するために検察 - 大学当局は△供述▽をつくり出す必要があった。)

(被告人の要求で証人は「く」の字が書かれた状態を次のように要約しうる図面に作成した。次回の証人の作成する図面と比較してほしい。なお、五月三日の会通信第二二号の二二ページには、別の事件でB一〇九を実況検分した警察官が、黒板の落書きなるものを詳細に模写したときの感覚についての一九七六年五月二七公判での被告人の問い合わせ、表現自体ではなく、表現についてのこのようないくつかの字が△犯罪▽ではないか、という指摘がのべてある。) 被 - 黒板にかいた順序を番号で示して下さい。

〔：〕が「く」の字なのですか。

最高裁が「研究室」公判の上告棄却判決(松下排除の追認)を出したのは、この年の四月一三日である(通信第八〇〇号二六、三一三二ページ参照)が、大学当局は一九七九年秋になつても、研究室の占拠を解除できないでいる。超法規的措置!

一九七八年六月一α、β、γ、μ、η、ι

なお、この日、占拠中の松下研究室の壁に次のように活字化しる表現が確認されている。(原表現は横書き)  
この空間は、一九六九年以來のバリケード性を持続しており、刑事・民事・人事などをふくむ事闘争の拠点でもある。この意味を無視し抑圧するものは、あらゆる方法で粉碎する!

目りょうせんです。

弁 - (写真⑥と⑦を示して) この位置から(かりに身をのり出しても柱の部分が広がって) 黒板はあまりみえませんね。

証 - はい。

〔：〕

被告人(松下) - (写真④を示して) 証人が一〇八号教室をのぞき見した姿勢はこんなかっこうですか。

証 - はい。(註 - 窓わくの高さから、身をのり出すことは不可能。)

〔：〕

被 - (写真①を示して) 証人が掃除に行く前に(B一〇八の外で) 私をみかけた「（：）」時の服装を知っていますか。

証 - はい。(註 - 窓わくの高さから、身をのり出すことは不可能。)

〔：〕

被 - (トイレの窓から(松下を部屋の中で) みたということの関連ですが、最初(部屋の外で) みた連想ではなかつたのですが、内部の人影(n人存在する) がはっきり見えますか。

証 - そなことはありません。

被 - (写真群を示して) この写真は教室のすぐ外から写したものですが、内部の人影(n人存在する) がはっきり見えますか。

証 - 見えませんね。

被 - 本件当日、電灯はついていたのですか。

証 - ついていなかつたと思います。(註 - 事件当時は、冬の午

裁判官(米田) - (写真⑤を示して) この写真を見ると黒板は写っていないが「（：）」

証 - はい。(同じ質問をした弁護人に対して) 身をのり出せば一

〔：〕

後四時で、窓はしめてあり、電灯はついていなかった。証人は、六月の真昼に開かれた窓のすぐ外から撮影された写真でさえ、中の人影をはっきり確認できないのである!)

(…)

被 - 黒板がみえたとして、書かれていたのは「く」の字だけですか。(註 - 大学側提出の証拠写真には「無」数の文字がある。)

証 - 「く」の字しか記憶がありません。(黒板全体をみたという証言との矛盾を追及されて沈黙した。)

(…)

被 - 本年六月五日以降、(前回証人の)明石氏と話をしたことがありますか。

証 - ありません。

(…)

裁判長(荒石) - 「…」明石氏と(かれの証言後)本件のこととで話したことがあるのですか。

(…)

(被告人の要求で証人は「く」の字が書かれた状態を、次のように要約しする図面を作成した。前回の証人が作成した図面と比較する人は、アッと息をのむにちがいない。これは、もはや、権力によるデッチ上げとか、パロディーとしての裁判という発想を、はるかに越える深い表現過程論への巡礼の開始を暗示しているだろう。

か。

検察官が冒頭で確認したところでは、この証人は、前回証人と同じ

か。

\* 一九七八年八月二八日  
～～公判記録〔抄〕

公判期日変更決定

松下 昇

右の者に対する威力業務妨害等被告事件について弁護人から公判期日の変更の請求があつたので当裁判所は検察官の意見を聴いたうえ、次のとおり決定する。

昭和五三年八月二八日午後一時の公判期日を取り消し、次回期日は追って指定する。

昭和五三年八月一〇日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判長裁判官 荒石利雄

裁判官 米田俊昭

裁判官 若宮利信

表現主体を松下昇に特定し、器物損壊罪で有罪にすることはn重に不可能になつてゐることは、だれの目にも明らかであろう。

一方、検察側は、この破産を何とかして修復するために、第三の証人、加地博(本件以来、現在まで神戸大学教養部会計課用度係)を証言させた。かれは本件の発生した時点から現在まで、闘争に対し冷やかな敵意を示し、この日も、検察官の意をくんで悪質な数々の偽証をおこなつた。その偽証ぶりの核心的な一部を明らかにするために、かれが昭和四五年四月二十五日におこなつた供述の調書から引用しておくと

「私が教養部事務室にいると作業員の明石吉亮がやつてきて、松下講師と森川女子学生の二人がB一〇八号教室に入っている、とう報告をした」(註 - この時、明石は、「落書」という言葉を發していないことに注意)

「(B一〇八号教室の横まで行つたが)私は、一寸見ただけですが事務室に引返しました。」(註 - 四枚ある黒板の全体にかけている文字が、いつ、どのように出現したかをみていない。)

「多分その翌日だと思いますが、事務長からの指示によりB一〇八の落書の状況を写真で撮影しました。」(註 - 少くとも当日は、自主講座グループが占拠中で持続的に複数の人間が存在したB一〇八へは入れなかつことを語つている。)

「(黒板については)業者の塗装によつても落書の部分が浮いて元どおりの黒板になりませんでした。(…取替え修理をするはかみちがないと思います。」(註 - 一月八日以来、供述の日付まで、黒板をとりかえていない。このことは又、この教室が授業に使用さ

時刻、同じ場所から、同じ表現し行為を目撃した  
というのに! 証人たちは、表現の△▽性に魅入ら  
れて「く」の字による世界の逆包围し最も遠い宇  
宙を△▽周する出会いへの「無」意識の共闘をは  
じめたといえる。)

	①②③
	△△△

これまでの二証人の証言によつては、「く」の字形十二個のもの



二四ページや八〇〇号十ページをよんではほしい。検察側が意図しているかどうかにかかわらず、この怖るべき矛盾を突破して行く方法についての示唆を私たちは切望している。

また、注目すべきこととして、この日の公判での手続更新を媒介して検察官が発言し、この公判の記録や問題が、あまりにも錯綜しており、松下被告人の有罪を立証する確信がつかめないため、前任の検事たちと、この夏いろいろと打ち合せをしたが、まだ殆んど把握し切れていないから、今後の立証方針について、いまずぐ答えられない、と公訴棄却に相当するような意見を述べた。これは先述の立証の方向と矛盾するようにみえて、深く連関しているといえる。個々の証人や検察官をえた、より巨大なものと格闘しているものにとって、それは自明であろう。)

## \* 証人のちがいを媒介する 分離公判の記録〔抄〕

冒頭のリストから判るように、S・五二・七・二〇が、松下、上原の八二〇名が同じ被告席についていた最後の公判であり、S五二九・二一には、「本件より被告人上原孝仁に対する被告事件を（手続として）分離して審理する」という決定が出されている。法的に証人たちがい、を媒介しての分離にみえるが、本質的には証人の（被告存在からの）とらえ方のちがい、あることに注意。その後、上原のみが召喚された公判の日付と経過の要点を追って行くと次のようである。

八〇〇号十一ページを参照。

開廷後、「自主ゼミ」参加者がふしきに感じたことだが、弁護人の分銅一臣氏（かつて松下、上原の弁護人を辞任した）が、宮田証言に先立つて、かれが松下、上原について前に証言した時の調書を基本にして補足的な尋問をおこなった。このやり方は、恒常化しているようにみうけられ、それ自体は、松下、上原が切り拓いてきた成果を応用していくという意味でよいとしても、その応用の仕方が一一公判の被告総体に循環し運動していかない所に、かれらの対象化し切れないまま放置している限界も感じられる。

この日の証言の対象は、昭和四六年五月一九日の公判事実（上原と橋本で共通）であり、証人は、「前に証言した時には、教官のピケに突入してきたものの先頭部分はだれか判らないといったが、上原、山本、橋本がいたことを想い出した。今日の方が正確である。」と証言した。これは、記憶は前にさかのばるほど正確だとして、公判の証言よりも供述調書を優先させようとした検察側の方針に対する私たちの反撃（通信二四号二四ページなど）に対する応戦であるが、それを成立させたことに、この日の弁護人・被告人は気付いているだろうか。

一九七八年八月二八日

この日の公判についてのべる前に、法廷を越える「無」数の八法廷Vで展開してきた審理をかいまみておく必要がある。一つは名

一九七八年五月二五日  
（第八〇〇号に掲載）

証人は前野繁（前回から持続）と宮垣盛男（事件当時、神戸大学教養部助教授、物理学担当）。前野証人にに対する反対尋問と証言の不毛なズレを示す代表的な例は、「神戸大学教養部が大学の運営に関する臨時措置法に規定される大学紛争が生じている大学であるという認識あるいはそうでないという認識は、いつどのように発生し持続し終焉したのですか。」

「定義自身がわかりませんから答えかねます。その時点、日本にいなかつたのでその内容は知りません。」

宮垣証人は、一九七一年五月一九日、D三〇七の事件現場に、松下や上原ら、大学側の柳川（八〇〇号焼闘争事件の証人の一人）らがいたこと、松下の行動（教官の本質的な姿をよくみておけ、という発言）の記憶はあるが、上原が突入してきた隊列の中にいたかどうか記憶にない、と検察官に対して証言した。

被告人（上原）が、反対尋問は次回にし、今後の審理は松下と「別々の方がいい」と最後にのべていたのが参加者の記憶にある。が変更されていることが確認された。

一九七八年八月二一日  
この日には、松下、上原以外の「前」共同被告人の公判のあることが判ったので、「自主ゼミ」からの出廷があった。この系列の公判のうち、かれらとの併合し分離条件のとらえ方については、通信

古屋地裁（被告人 竹中千恵子）におけるα、β、γ三位相の証言過程（通信第八〇〇号一九ページ参照）に共闘してほしいという「自主ゼミ」からの提起を上原が拒否した経緯が一九七七年十一月一九七八年三月にあり、これによって、上原の把握する被告性が現実的には法廷での表層的なやりとりに収束して行く傾向が促進された。五月一日付で上原が弁護人（河原）へ送った手紙の中には、次回公判から弁護人は出頭しないではない、という依頼があり、七〇年代の審問的状況の中で出会った弁護人（を一つの標識とするテーマ群）から遠ざかるとする方向をみせていく。松下は五・二五法廷以降の上原が今後直面する困難さを予測して、一七・二八付で上原にあてて、かれの七〇年代における数々のすぐれた試みと位相を飛躍させつつ、法廷での個々の手続よりもはるかに重大な試みへの共闘をよびかけたが、残念なことに、かれは松下の意図に対応せず、七月三一日付の松下と共に弁護人への手紙の中で、「弁護活動に不満があつてそうするのではないが」「弁護人解任ということもいちおう想定」している、とのべている。さらに注目すべきことは、「ばくが裁判にかかわりうる条件として残されているのは、いまでは自分が被告人であるという幅だけ」であり、この幅で全てを考えて行くという発想をしていることである。ここには八〇〇号一公判の前提となつてゐる仮装被告団が今まで実現してきた諸原則を放棄する姿があるといわざるをえない。最も深いところで、その責任が私たち（とくに松下）にあるかもしれないとしても。

そして、その責任を自らの審問的状況の中でとらえなおして行くことに共闘しつつ一〇三被告団／（この概念は、たとえば通信

（八〇〇号三三ページなどに出現している）から、八・二四七付で、

一九七八年十月十一日

かつての上原の身柄引受人に対して、一九七四年段階で上原が松下

被告人（上原）に対して、「自主ゼミ」参加者が、これまでの提起への応答がないままの出廷の根拠を、直接には問わなかつたのは

その勾留を解体し、「一公判を飛翔させるために、松下と同じ弁護人を選任し、あなたを身柄引受人としてえらんだ経過から、かれが「弁護人解任」という発想を、直前の松下の提起にこたえないまま語ることは、七〇年代の一・一総体の解任を意味しないか、それを転倒していかない限りあなたは生きられないのではないか、という趣旨の提起をおこなつた。しかし、かの女（一九七三年五月十二日の岡山大学）一〇三〇闘争の被告人でもあつた。）は、この提起に応じられないと意志を表示したので、提起者は、八・二八公判の法

前回公判八・二八の開廷前に、かれが、「（提起には）こたえて行きます。」とのべたのを好意的にうけとり、八・二八の反対尋問過程では、突然の提起であるため余裕がなかつたのであろうと判断し、十・一二までに又書による応答がなかつたにしても、それは十・一二公判の中で展開されるのであろう、と期待したからであつた。

しかし開廷後（弁護人は、「被告人の同意を得て欠席」という上申書を提出していることが、裁判官から明らかにされた。）裁判官の交代による手続更新に際して、被告人が陳述した意見は、

廷の前で上原に会い、かれの身柄引受人からの委託を仮装して前述の提起を持続させた。（重要なことは、かれと身柄引受人は、この年間、出会えない関係にあり、本来かれは、かの女を比喩とする何かの証人申請の一不可能性を対象化すべきなのである。また、△分離▽をのぞむ際にも、裁判所の手続批判だけを口実にせず、いま、かれから最も遠くにいる△対▽の声を媒介して語る必要がある。この必要性は、△併合▽を論じた別の被告人についても、通信△0▽号十一ページに示されているように、逆方向で同位相にある。）

一、倉沢証人への尋問の打切を撤回せよ。  
二、竹内証人の尋問事項を検察官が一部撤回したのはなぜか。  
という内容にすぎなかつた。これは、「被告人であるという幅だけ」の視点からさえも部分的な発想であり、ましてこれまでの「自主ゼミ」の提起に応えうる位相には遠いものである、といわざるをえない。これに対して当日の法廷で「自主ゼミ」参加者から開始された再提起がたどる過程は後述するとして、公判自体は一九七一・五・一九の事件について次のように進行した。

上原は提起者に對して、「こたえていきます。もう行つてもいいですか。」と法廷に去つて行つたものの、宮垣証人への反対尋問は、これまでと同じ水準のまま終つた。（弁護人は不出頭。）  
被一バリケード封鎖から旧秩序に立戻つたのはコペルニクス的転換と思いますか。

〔…〕  
被告人（上原）－（事件当日、授業妨害を阻止する相談をする）  
臨時教授会が行われる決定は、いつどこで行われたのですか。  
証人（宮垣）－前日か前々日でした。  
被－その際、証人は立ち会いましたか。

証　一　正式の運営委員ではなかつたですが、種々の対策について意見を求められました。

をこえる関係性を、どのように、どこから創り出して行くか、が問題であることは、いうまでもない。

証――そんな区別の仕方ではありません。（註――運営委という機構をはみ出して、当時の闘争を抑圧しようとする教官が結集していたことを示す。）

続いて、飯盛享（神戸大学教養部教授、英語担当）が、同じ五月一九日の事件について、検察側の主尋問に証言しはじめたが、時間がのこり少ないので、次回に続行された。

何時ですか。

(註) 執行部は、定足数をこえる見通しがつくと、信頼しうる  
三十数名を、教室前にピケをはらせるために派遣した。)

八月二一日に連続する「前」共同被告人の公判があるので、前回の「自主ゼミ」参加者に出廷を提起したが、職場の都合や、一回

被一（教授会）不出席が懲罰の理由の一つにあげられたことが過去ありましたか。

十二日の上原の公判への出廷者が連続して出廷することになった。

〔…〕  
証――ありました。松下元講師の処分です。

証言の調書をそのまま使うというもので、弁護人は、それなりに慣れた反対尋問をおこなつた。例えば、一九七一・五・一九の事件で

被 - 現在、証人の胸中には降つていませんか。  
証 - 答えたくありません。

はなく、冗談半分かもしれないという証言を引き出す、等々。また、運営委員会の中に、さらに中心的な執行部として五人委員会というものがあり、メンバーは、易幾、田川、竹内、向野である。

この他に、被告人が、「被告人としての証人申請をしたら応じる気持はありますか」と問い合わせ、証人が「ありません」と答えていたのが、かすかに「自主ゼミ」の提起にもかかわる、とはいえる気持である。

判をうけて迷惑しているのだ！」と叫んだとき、公判の水準も又、明らかになつたといわねばならないだろう。

一九七八年十二月二五日

上原被告人の公判期日を前にして、と一〇三被告団は、かれの身柄引受人に対して次の表現を含む提起をおこないつつあつた。

「あなたの自身による十八・二四〇提起の実現がないままの、上原孝仁さんのありえない十八・二八〇法廷は、そのありえないさを十八・二八〇に連続させたまま十二・二五に向かおうとしています。」この十八ありえなさ〇を加重している（かつての）身柄引受人が、十二公判の十八ビンの中〇のような息苦しい法廷で「自主ゼミ〇参加者により作成されはじめた調書を、自らの自己史との対象化作業と共に、上原へ巡礼させてほしい」と前記の提起はのべている。同時にと一〇三被告団は、と上原孝仁とてに、前記の十八・二八〇調書に出会うことを通じて、かつての一〇一公判総体へのかかわり（岡山地裁の「RB一公判をふくむ」の現在性（原罪性）を「松下昇し未字〇へ開示してほしい」と提起していた。

しかし、かつての身柄引受人は提起の手紙をそのまま、松下の不在の住居に一二月二十四日にとどけて去り、上原は十二・二二付の松下あての手紙で、自分の考えは、これまでに表現し尽しているつもりなのに、まだ提起が持続する意味が了解できない、という疑問の意志表示をしてきた。この双方の対応に関してと一〇三被告団はまず、十二・二五公判の法廷前で上原に対して、「かれのいくつものボーズとしての」疑問は、関係性がここに至るまでのと仮装被告性の最深部で生きてこなかつた証言である、という指摘をふくむ表現を手渡した。（これに対する反応は、まだない。）

そして、「一〇一の生死にかかる提起にこたえないかつての身柄引受人や被告人のこのようないい対応は、一九七八・十二・一八や

一九七九年二月二八日  
この日の飯盛証言（三回目）で、被告人（上原）に対する検察側立証は終了した。大畠留衛、福原平義の二証人（いずれも神戸大学職員）は撤回された。飯盛証言に対する反対尋問の全過程を通じて「自主ゼミ〇の提起にこたえつつ、自らの七〇年代性の対象化を開始しようとする動きはみられなかつた。この日の法廷で「自主ゼミ〇」の参加者が、三・一四の十八名古屋〇地裁への過程で被告人にパンフと通信「時の楔〇を手渡した。一方、「自主ゼミ〇」参加者ではなく裁判所に提出された被告人の同日付の文書は、公判期日変更請求書であり、次回の三・二八に松下を被告人とする公判と接続することを回避する意図で作成されている。かれが「弁護人不在という条件を前提にして」期日の変更を請求するとき、本當は、「一〇一公判からテマ群排除を前提にして公判リズムの変更を求めていることは、これまでの経過から、余りにも明らかである。

## \* 一九七八年十二月二一日 ～公判記録〔抄〕

この項目は、四五ページの十月二三日の公判に連続するけれども、すでに前項でのべた公判群との対応で進行していることを再度把握しておく必要がある。

検察側が証人、本田烈（神戸大学教養部教授、仏語担当）を申請したのは前回公判以後であり、採用決定は十二月七日である。この証人は、一九七二・二・一五の十八〇焼闘争の検察側立証が解体した（通信十八〇号一四〇一六、二〇〇二三ページ参照）ことを何とか回復するために検察側が準備した第三の証人であり、ちょうど、

一九七九・一・七のハリンチ〇と同位相であること、このような対応をさせる関係性總体を転倒するために、長い苦闘が必要であることを忘れてはならないだろう。その苦闘こそが、大学闘争〇の生命を持続させていくのだから。

さて十二・二五の公判そのものの経過は、前回に引き続いて、飯盛証人に對する主尋問と反対尋問であり、引用する程のものではないが、被告人の提出した要求書には、かれの行きついた地点を露呈しているので、その数カ所を示す。

「憲法第三七条第二項前段に『刑事被告人は、すべての証人に對して審問する機會を充分に与えられ』とあり、前述の（倉沢）証人について「…」必ずしも『充分に』という規定を満足させているものではない。」（註一）この規定を無条件に無限に延長しうることが不可能であること、それどころか、この規定が全く抑圧されいる公判が殆んどあることに気付かなくなってしまったのであろうか。」

「裁判所は被告人の権益を保証し、制度的に確立する努力を怠つてはならない。」（註一）民主的な裁判官と弁護人の発言かと思ふほどである。制度とか権益とかの語を發する前の、断崖に立つ時のような心がまえは、全共闘運動にかかわった者の基本ではないか。その他にも、全ての行に「註」をつけることが可能であるが、問題は、かれの、裁判所の手続を恣意的に批判する手続が、七〇年代の自らの表現の根拠を根底から、とらえなおす作業と十八分離〇されていることである。

「く〇の字形に関する十月二三日の第三の証人と同じ役割りをもたされていていた。そのためか、奇妙な経過が、すでに公判期日以前に開始していた。被告人（松下）は、本田証人に関する供述調書を、これまでの原則に従つて閲覧しようとしたが、検察側は、調書はない、といって拒否した。（十二月十一日）しかし松下が「自主ゼミ〇を媒介して、本田の友人から、かれに連絡をとつてみたところ、本田は十二月六日に検察官と会つて、うち合せしていることが明らかになつた。しかも本田は、友人に対して、自分は被告人に不利な証言はしない、と証言しつつ、公判当日、それが偽証であることを開示する。もちろん、被告人は、証言拒否こそが、本田にとつてなしうる唯一の対応であると考え、提起したのであるが、本田の友人が、本田を「信じ」、「証言には、それなりの意義もあるだろう」と判断したために被告人の提起は宙吊りになり、法廷で出会うことになる。

（…）  
検察官（兵口）一（当日の試験場警備は）決定に基づく警備ですか。  
証人（本田）一 はい。

この項目は、四五ページの十月二三日の公判に連続するけれども、すでに前項でのべた公判群との対応で進行していることを再度把握しておく必要がある。

検察側が証人、本田烈（神戸大学教養部教授、仏語担当）を申請したのは前回公判以後であり、採用決定は十二月七日である。この証人は、一九七二・二・一五の十八〇焼闘争の検察側立証が解体した（通信十八〇号一四〇一六、二〇〇二三ページ参照）ことを何とか回復するために検察側が準備した第三の証人であり、ちょうど、

（…）  
検一 だれが投げたのですか。  
検一 松下氏です。（註一）うち合せ通りの証言）



体から判断してほしい。それによって、それぞれの人の一公判の把握の度合が明らかになってくると思われる。

さて検察官は、「く」の字形、研究室壁面の表現について黒田、

福原を申請し、裁判所は直前の五月二日付で採用決定をした。

主尋問

「…」

検察官（遠藤）――（「く」の字形について）当時検察官に対する

供述は記憶通り述べたものですか。

証人（黒田一二、当時、教養部事務長、現在神戸学院大学教務部次長）――そうです。

検察官（遠藤）――（「く」の字形について）当時検察官に対する

供述は記憶通り述べたものですか。

（註一）（専導入との類似）

証人（黒田一二、当時、教養部事務長、現在神戸学院大学教務部次長）――落書はB一〇八だけでなく他の部屋にもたくさんあったので一括して業者（第一産業）にしてもらいました。

（…）

反対尋問

被告人（松下）――昭和四五年一月八日の件で検察庁で取調を受けたのはいつですか。

（註一）（専導入との類似）

証人（黒田一二、当時、教養部事務長、現在神戸学院大学教務部次長）――落書はB一〇八だけでなく他の部屋にもたくさんあったので一括して業者（第一産業）にしてもらいました。

（…）

反対尋問

被告人（松下）――昭和四五年一月八日の件で検察庁で取調を受けたのはいつですか。

（註一）（専導入との類似）

証人（黒田一二、当時、教養部事務長、現在神戸学院大学教務部次長）――落書はB一〇八だけでなく他の部屋にもたくさんあったので一括して業者（第一産業）にしてもらいました。

（…）

被一（…）當時は（教室だけでなく）校舎の壁、歩道橋、広場などにもさまざまの表現がありましたね。

（…）

証人（…）

被一（…）

被一（…）今でも残っていますか。

（…）

被一（…）それらの表現は今でも研究室の内外壁面、△▽広場、

△▽焼売場、調理室、歩道橋をふくむロカ所に残っている。

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

（…）

ヲ提出に際して、柳川高明が△▽焼闘争に関して供述した文書四通。

証人として。（供述調書があるもの）

警察官）谷田充（特別機動隊中隊長）、郡正勝、藤田迪七、昭和四年四月八日までの事件について。花園晴郷、昭和四六年九月七日の事件について。

教職員）桂圭男、南院泰美、家治川豊、多田英次、奥田義雄、橋本万年、中村五郎、田中正信、百々和、村上正和、金沢隆、

一、昭和四四年十二月三日の事件について。坪田宏、吉仲且喜、山本正雄、昭和四五年四月八日の事件について。黒田一二、風呂本武敏（神戸大学日共支部長）、清水光治、前記の二つの事件について。堀井健一、秋本八郎、「く」の字形について。大畠留衛、昭和四六年九月七日の事件について。川畑喜也、吉川圭三、徳田朝彦、福原平義、竹村正幸、研究室の表現について。得津伸三、森良文（マルクス主義文学者）、斎藤祐五郎、△▽焼闘争について。

学生（被逮捕者）西内博、田陽子、玉置義春、築山徹、昭和四五年四月八日の事件について。

学生（被逮捕者）西内博、田陽子、玉置義春、築山徹、昭和四五年四月八日の事件について。

何と膨大なものではないか！検察側は、これらの証拠、証人によって立証すれば、八十年代を横断してしまうこと、その過程で完全に被告人側の「自主ゼミ」に包括され、応用されてしまうことに恐怖したのである。しかし、私たちは、法廷以外のあらゆる場所で、前記の範囲をはるかにこえる深さで大学闘争の世界（史）性とテーマ群について立証し追求し続けて行くであろう。

七・一八公判の位相へは少くとも三つの方向からの問題群が交差していくので、それぞれについてのべて行く。

α、裁判所での審理が検察側立証から被告人側立証に変換するは公判の分水嶺であるとはい、たんに証人群を申請し、裁判所に認めさせ、証言を展開する、というだけでは決定的に不十分である。これは検察側が撤回した証人、申請していない証人をふくめ

なお、検察側は、このような大敗北をおおいかくし、早く結審にもちこませるために、昭和四六年九月七日の共闘者に関する一審確定判決（S・四九・十二・六付）、「別」裁判の一審判決（S・五一・六・八付）と最高裁上告棄却判決後の確定？文書（S・五二・十二・十三付）および前科照会回答書（S・五四・三・二六付）を証拠として提出した。神戸地裁の七つの事件よりも△▽で発生した事件が△▽科になつてくるとは！この時間構造の眞の意味を把握していくためにこそ、私たちは「別」裁判との併合を要求してきただのである。それと逆行する証拠提出方法を被告人から批判したために、この日には採用は留保された。

一方、被告人側からは、今後の立証に批判的に応用して行くために教養部広報第十二号、第十三号、第十六号（既提出）、第二二号、第二五号、第三一号などの重要部分のコピーを提出し、採用された。回覧したい人は申し出て、立証に共闘して下さい。

## \* 一九七九年七月一八日 ～～公判記録〔抄〕

ていえることであり、そのためにも次のように提起が、神戸大学の闘争圧殺の責任主体に対してもおこなわれた。

### 公開要請状

（松下 昇④）  
をふくむ「自主ゼミ」実行委員会④

二、前項をふくむ諸事項について、松下昇に関する刑事公判（神戸地裁、昭和四五年（わ）第五三〇号）で今後開始される証言に、貴評議会が、この十年間の責任を対象化しつつ、だれを出廷させるかを本年七月六日までに回答されたい。また神戸大学速報（第一号と最終号）各三部を法廷をふくむ「自主ゼミ」で応用するので全急送付されたい。

### 公開要請状

（松下 昇④）  
をふくむ「自主ゼミ」実行委員会④

昭和四五年十月一六日付で貴大学長事務取扱 戸田義郎名で発令されたと称する松下昇に対する処分およびこれに関連する諸問題を学内、法廷をふくむあらゆる場でとらえかえし、転倒して行くために、まず別紙の項目に回答されるよう要請する。

別紙

一、①一九六九年七月一二日の神戸大学長事務取扱提案の「全神大人結集集会」

（b）同年八月八日の封鎖解除／授業再開

（c）松下昇に対する告訴（一九七〇年七月六日付をふくむ）

（d）松下昇に対する処分（一九七一年四月一日付の研究室仮処分申請をふくむ）

（e）一九七一年七月の人事院審理

に関連する貴評議会の全ての議事録、テープ、資料の公開について評議会で検討されたい。

一、神戸大学長氣付神戸大学評議会あて公開要請状（コピー同封）の内容の実現に、どのように共闘するかを教授会で検討されたい。（必要に応じて出席可能）

二、一九六九年二月二日から一九七二年二月一五日に至る貴教授会

の全ての議事録、テープ、資料を公開されたい。

三、これまで松下昇の「事公判（刑事、民事、人事、）」で教養部教職員がおこなってきた証言を自己批判的かつ包括的に検討し、今後の証言について教授会からの出廷者を決定されたい。（本年七月六日までに）

四、松下昇に対する教養部構内立入禁止通告、研究室逆封鎖、私物留置を直ちに撤回されたい。

五、神戸大学教養部広報第一号と最終号三部ずつを法廷をふくむ「自主ゼミ」で応用するので至急送付されたい。

六、

（註一 評議会、教授会および、それぞれへの提起をふくむ提起をうけた神戸大学新聞会、教養部自治会第一、第二課程から現在まで応答はない。）

一方、弁護人から、七月三日に第一次の証人として三名が申請され、七月六日付で元学長、戸田義郎が採用決定された。そこで「松下昇」をふくむ「自主ゼミ」実行委員会は七月十二日付で、

一、あなたが証人として召喚されるのは、評議会あて提起とどのように関連するか。

二、前項にこたえた後に尋問プランを送付するから評議会と検討せよ。

三、前項一、二が実現される度合でのみ法廷での証言は意味をもつ。という要旨の提起を戸田義郎に対してもおこなった。これに対して戸田は七月十六日付で、公開要請状も評議会の態度も関知しない、提

起は迷惑であり、今後は書状に対しても回答しないという内容の速達を送ってきた。つまり昭和五十年三月まで学長として、松下の全公訴事実発生期間中の大学管理機関における最高責任者であるにもかかわらず、その機関の八十九年性の責任と無縁なところで証言に応じる態度を証言したのである。

β、法的な共同被告人である松下と上原については公判期日がずっと異っていたけれども、突然、六月四日付で併合決定が出された。弁護人が裁判所へ問い合わせると、二月二八日以来、上原の公判期日は宙吊りであり、次回の戸田証人は共通の証人になりうるだろうから併合したという見解であった。裁判所からはこのようにしかみえないとしても、私たちの格闘すべき対象はより広く、深いのである。

一方、八十九年間の裁判過程を対象化しつつ、一九六九・四・二八闘争の仮装被告（団）の一人が、はじめて八神戸V地裁へ出廷しようと準備していた。

かれは八十九年前の押収品についての「証拠品」を「松下昇」と未だ一氣付「自主ゼミ」実行委員会へ譲渡する文書を「東京」地檢へ提起しつつ、七月一八日に「神戸」地檢でうけるプランを構想していた。八十九年間の裁判過程でみつけつつも法的に圧殺されてきたテーマ群を、これからの一過程において真に展開していくために。そして七月一八日午前、松下をふくむ「自主ゼミ」参加者は神戸地檢の「自主ゼミ」後、返還されたビラや切符をふくむ「証拠品」を「自主ゼミ」が占拠し生活する空間へ巡礼させた。

7、被告人（松下）は一一を公判の総体的な展開、とりわけ八名古屋V地裁における七月六日の経過における弁護人の対応についてn項目の質問をおこない、とくに当日の被告人（竹中）が、「

「弁護人を解任しますから退廷して下さい！」と警備員におさえつけられつつ叫んだ声を必然化せしめた現実的根拠を転倒する方針を提起するまで、八神戸V地裁での弁護人としての活動は、これまでの延長線上には成立しないと確信した。

そして一、七月一八日およびそれ以降の公判に出廷しても、前述のテーマをふくむ提起群にこたえるまで、弁護人としての訴訟活動は宙吊りにしてほしい。二、「松下」のみが召喚される公判であれば出廷はお願いしないが、上原の弁護人でもあることを考慮して判断してほしい。三、戸田証人へは、かれが提起にこたえる度合を確認しつつ、被告人の意見をきいて決定された公判で質問を開始する。という三点を一七・一八へ歩みつつ作成した。この表現の根底には、弁護人の責任追求以上に自らの力不足と自己批判の情念があること、その意味からも七・一八には「不出頭しつつ、それによって生じる問題群を全て引きうけて行くこと、などが同時に記されている。

この弁護人あて表現と、次の裁判所あて表現の原本は仮装被告（団）からの出廷者に、提出を委託された。

被告人最一一意見陳述

松下 昇

をふくむ「自主ゼミ」実行委員会

このようなα、β、γの方向が交差してくる七・一八公判は次のような展開をみせた。

第八五回公判調書に出廷が記録されているのは、

被告人＝上原孝仁

裁判官＝荒石利雄、米田俊昭、能勢顕男

書記官＝坂東利一

検察官＝遠藤太嘉男、村上秀夫、外岡孝昭

弁護人＝河原昭文  
証人＝戸田義郎

午後一時すぎの開廷と前後して仮装被告（団）から「松下」の表現が弁護人、裁判所書記官に提出された。数分の沈黙のあとで被告人（上原）と裁判所の間で六・四併合決定についての法的な（！）やりとりがあり、上原は併合決定の根拠が判らない、戸田証人を今後申請するかどうかいない、とくりかえした。その後、公判調書によれば、

裁判長＝本日の法廷で出頭した証人戸田義郎を被告人松下不出頭のまま公判準備で取調べることについての意見を具体的に述べられたい。

弁護人＝本件と直接の関係はありませんが他の事件で被告人松下と私の関係が微妙になり現在迄に打合せが出来ず被告人松下の不出頭も本日の書状で初めて知った次第で次回迄に十分打合せをした上で臨むので本日の証人尋問は延期ありたい。

検察官（村上）＝本日の法廷で被告人松下の不出頭理由書を読んでも何故出頭しないのか理由が判らない。然も弁護人申請の証人尋問にも拘らず全く理由なしに出頭しないし公判準備の証人尋問にも応じない。果して弁護人申請の証人尋問が必要なのかどうか疑わしい。この様な状態なら検察官申請の証拠調の採否を決定し早い段階で結審ありたい。

公判調書には記録されていないが、裁判長は事態のn次の重大さに気付きはじめて合議すると告げた。そして検察官と弁護人をも別から退廷を命ぜられたときは、その陳述を聽かないで判決をするとができる。」という、まさに七月六日に強行された訴訟指揮を「非一法的に支える規定である。

仮装被告（団）をふくむ公判の当事者総体の力関係によつて、この検察官の発想は実現されなかつたとはいえ、この発想の根拠と深く持続的に格闘していかなければならない。

ところで衰れをとどめたのは戸田証人であった。当日、法廷に「非一合法に存在したデータをきいてみると、かれは裁判長が丁重に「次回には必ず（被告人松下）出頭させるように取りはからりますから、今日のところはどうか：」といわれても、なお意見をいわせてほしい立上り、本日の証言が肩すかしをくった不満をのべ、被告人から不要な手紙がくるので困る、今後は拒否する、という趣旨の発言をしたが、何度も「こう、私は思います。」と大声で発音しているのが印象的である。かつて神戸大学評議会を独裁していた頃の名残りであると共に、松下処分過程で松下が「不出頭して大学側の処分の時、空間を転倒したこと（五月三日の会通信、第三号八〇三十三ページ参照）を想起していたのかもしれない。なお次回期日（十月三日）の決定に関して弁護人、被告人（上原）は黙つて了承した。

室に、とのべた時、傍聴席の仮装被告が立ち上って、「松下被告人から審理への参加を委託されているので、ここでやつてほしいと思います。弁護人は検察官の意見に反論して下さい。」と発言した。

（万ハーブの時、湊川神社の鳩にまくエサを応用する準備をしつつ）裁判長は気迫におされて「あとで説明する」とのべ、約束を果さざるをえなくなった。（註一）この行為について被告人上原は、十月三日の公判で、「裁判所に対するドウカツ」であり誤まりである、とのべている。むろんかれは、仮装被告団の存在そのものをハドウカツバと詰めてしまう状態にいるのである。（傍聴席では、東大闘争被告の七七七八年服役中の獄中訴訟記録や、七九年二月四月の「自主ゼミ」の資料が回覧されはじめていた。

再開後、裁判長が合議の経過を伝えつつ弁護人、被告人に証人尋問を開始できないかとくりかえして要請したが、それぞれの水準で拒否された。そして公判のブラックホールをなす松下の一不出頭に対し重要な発言が権力の本能からなされている。公判調書によれば、

検察官（外岡）＝被告人松下の関係で本日不出頭の理由は見受けられない。刑訴法二八六条、三四一条等で審理続行は可能で、若し弁護人申請の証人を探用維持するなら本日取調べをされたい。

公判調書の実質的部分はここで終つてはいるが、この発言には「一、公判の生死にかかわる問題が含まれている。刑訴法第二八六条の二は、「勾留されている被告人が出頭を拒否した場合、被告人不出頭のまま公判手続をおこなう」という、東大裁判をふくむ裁判過程で悪用された規定である。さらに怖るべきことは、検察官は、

この表題をもつ文書が一九七九・九・一付で「松下昇」をふくむ仮装被告（団）から、神戸地方裁判所第三刑事部へ提出されているのでその全文を掲載する。（註は、いま加える。）

## \*--\* 公判の現段階の諸問題について

α、本年六月四日付の併合決定は根拠をもたない。被告人の意見二、次回公判期日や併合・分離に関しては、弁護人が本年八月二二日付で提出している申立書群（註三）が「私」たちの意図を過渡的に伝えており、その実現を要請するが、さらに付け加えるならば、

をきかずに決定されているということ以前に、裁判所は、被告人「松下」が昭和五一年四月一五日に提起した併合請求（註四）に対する却下決定をとり消さない限り、以後併合について論じえないものである。

β、本年十月三日には、その期日決定について異議をのべなかつた被告人上原についてのみ審理をおこない、かれの主張を全公判過程におけるかれの主張（とりわけ昭和四九年十月三日の公判における併合請求－註五）との関連において検討すべきである。

γ、前記の検討が十分におこなわれ、かれの希望する公判がn回

持続する間、被告人「松下」の公判期日が宙吊りになつてゐることに異存はない。というよりも、この方法によつてこそ公判参加者の責任と力量が問われて行くであろう。

三、「私」たちは、七月一八日の公判における検察官らが愚かにも錯覚しがつてゐるよう、予定されている証人の必要性を認めていないのでなく、その逆である。いうまでもなく、大学闘争以降へ十ヶ年をへて、一つ一つの日付がへ十ヶ年の重さをかかえてめぐってきてゐる。戸田証人が七月一八日の法廷でみせた焦立ちは、自らのおかれの位置をかれなりに感じてゐることからきてゐるであろう。「私」たちは法廷をふくむあらゆる場で大学闘争を抑圧する関係性との「自主ゼミ」を展開しておき、その重圧に耐えかねてゐることは戸田証人の言動からも明らかである。かりに被告人「松下」の公判期日が、当分の間、可視化しないとしても、その期間は、相互により本格的な証言の準備期間として応用しうるのであり、決して審理そのものの宙吊りを意味しない。

で、松下と上原の分離、松下の公判期日を十・三から十一・七へ変更する決定を出した）

十月三日

被告人（上原）は出頭したが、弁護人（河原）は、「被告人の希望もあり」持続的に「不」出頭。裁判長が九月二六日付の△分離▽決定を伝えると、被告人は「松下さんとはちがう理由で分離に応じます。」とのべた。今後の被告側立証については、まだ構想中で後に証人申請に関する文書を提出することをきめて終つてゐる。

この公判に至る過程の九・九付でかれは何かを象徴するようによつて、再び本当のかれに出会いたいという希望を捨ててはいない。

（註一）通信一九号八／九ページ参照。なお、本来、「公判の全過程の（抄）が掲載されていれば、さらに多くの問題点を指摘することが可能であるが、当面、通信二四号の「不」出頭過程を媒介する「非」存在闘争論（序）を再把握していただければ幸いである。

（註二）この問題に関し全力で共闘しつつあつたし〇三被告団からの「自主ゼミ」が、八月十四日をふくめて持続的におこなわれ、河原弁護人は、強い辞任の意向をもつていただけれども次第に「公判総体における弁護人の責任を少しずつ引きうけはじめたようになつた。三四ページ参照。

（註三）一八月六日付で松下に対し次回公判期日を十月三日とする召喚状がきたので、前註の経過をたどつて弁護人から、被告人二名についての相互の弁論分離請求書二通と、松下についての公判期日変更申請書が提出された。

（註四）通信二二号一七ページ、八〇／号十ページ参照。

（註五）一五年前の十月三日の公判調書をみると、勾留中の被告人上原は、同じ法廷にいる共同被告人橋本がこれまでの水準による併合持続を強調するのに対し、「公判の弁護人選任届がこの公判の日付で運動しつつあることを示唆しつつ、松下を被告人とする「公判との併合を勾留の七十年代性の深さから要求していた。また九月二七日に△単位（制）▽に不可決な試験が予定されていた京大教養部の人自主ゼミ▽にかれが△参加▽するのを妨げた理由を激しく追及しているのは注目すべきである。

（註六）一註一～五に関連する全ての表現は回覧可能である。なお冒頭の表題をもつて九・一付提起に對して、神戸地裁は九・二六付予定の被告人（島岡＝旧姓橋本）が出頭していないために、他の被告人についての押収品（ヘルメット、タオル、軍手、ビラなど、一九七一・九・七闘争に関するもの）の認否だけで終つてゐるが、一年前との大きい落差は今後も追求していくべき重要な課題を残している。この日に召喚されていた被告人と事件を列挙しておくと次ようである。

一九六九・十一・八 学期末試験△粉碎▽－島岡  
一九六九・十二・三 教授会△粉碎▽－島岡、樺木（森川、松下と△分離▽）  
一九七一・四・二八・五・一九 △B一〇九▽哲学△粉碎▽－島岡（上原と△分離▽）  
田（松下と△分離▽）  
（ガリ）（のそれぞ)

ここで、前述の公判群と対照的な位置を示してゐる公判を開示しておきたいが、それは九月二八日に開始され十一月二八日に持続している△七・一二▽公判（被告人は藤原＝旧姓勝川と筒井）の被告人質問である。

一九六九・七・一二に神戸大学長事務取扱は、全神大人結集集会

を、複数の学部教授会の反対にもかかわらず、「自分の責任で」強行し、会場を学内ではなく機動隊の演習場に設定し、断崖からつきおとすなどの行為を含めて集会に反対するものたちを排除し、数百名を負傷させ、七十名以上を逮捕させ、形式的にも実質的にも成立しなかった、△全学集会▽を口実として同年八・八の封鎖解除、九月からの授業再開をはかったのである。

るが、同時期に起訴された他の十数人の被告たちが△敗戦処理▽として早々と裁判を終ったのに対し、一九七二年に弁護人の樺島氏が辞任した後も神戸大や京大での「自主ゼミ」活動をふくめて、裁判過程から闘争の真の意味、現在への応用を追求してきたことである（公判記録の贋写を弁護人ではなく被告人としておこなう前例をも確立しているので、可能な限り応用してほしい。）

この二人の公判では、被告側立証として、いまは相互に遠く離れている人たちを包括しつつ、闘争にかかわった総体的な証人群を申請し、その最後に、松下末宇の位相をふくむ松下昇をおいていた。しかし神戸地裁第三刑事部は、その一部を採用したものの、一九七九年六月に残りの証人申請を却下して、結審前の手続として被告人質問を迫ってきた。

この段階で、松下をふくむ仮装被告（団）は証人却下や弁護人一不一在を転倒しつつ、また松下の七つの公訴事実の要因の一つを前史的にもつ、この事実についての冒頭陳述の方向性をこめて、被告人（相互）質問レジュメを構想し、九・二八に応用を開始している。被告たちは、△十△年前の逮捕者全員の記録を検察官に調査させることにも成功しているので、被告人質問は一々二回で終らなく

### III 今後時の楔～通信で展開するテーマ群

いつ、どのように展開しうるかは一不一確定である、というのが最も正確であるとしても、少くとも第八〇〇号と第八一〇号の軌跡が交差してきた全てのテーマを、より深く、より包括的にとらえて行く責任を負っていることはいうまでもない。また、これまで殆んど文字としては出現させ得ていない一公判過程（＝徳島）地裁、八岡山V地裁をふくむ八〇〇地裁の大字闘争を媒介する（十）年性についても、力の及ぶ限り対象化の作業をすすめて行きたい。契機として八大字Vや八裁判Vの仮装から出立するとしても、そのテーマが、この世界の全てのテーマに巡礼し、変革を迫っていくものであることを、私たちは確實に開示していくであろう。

ラディックス問題、三一「ドイツ語の本」問題に関するものがあり、巡礼を開始しており、東大裁判、四・二八裁判に関する仮装被告団の△資料▽も、これに加わり、いたる所で討論の場を拡大していること、七五年以来、七九年まで岡山大学祭の連続シンポジウムで、自主ゼミ、相互評価（単位制の止揚）、表現過程をふくむ七十年代の諸テーマが実践的に討論されてきていること、この通信の前史過程にある「五月三日の会通信」の△山賊版▽が△部作成され、手から手へ運動していること、△巷の研究室▽での「自主ゼミ」活動として△古書店▽梁山泊（大阪・梅田・阪急古書のまちTel〇六一三七四一二五八二）で△松下昇発言集▽をふくむ、「時の楔」の前史的な表現の貸出しがおこなわれていていること、（但し、経営者の彈圧で現在は宙吊り。）などを記しておきたい。

この号をふくめて、通信「時の楔」に出会う人は、たえずパンフ「時の楔」（応用しうるn部が集積している）との関連をとらえていただきたい。パンフ「時の楔」一四ページでのべている「パンフに掲載しえないものを、必要に応じて少しずつでも持続的に掲載し、その△資料▽が現在的にもつてある意味に「註」を加えつつ、表現を生かす場の創出に応用していく」方針との関連でいえば、第△1号は、具体的には遠くへ飛翔しているようみえるけれども、一つ一つの表現の根柢は深く結合していることは確実である。さらに、「時の楔」刊行の位相は複一素一数的な場でも展開されており、前記パンフの十二～十三ページのリストにある△資料▽のうち

ラディックス問題、三一「ドイツ語の本」問題に関するもののが巡礼を開始しており、東大裁判、四・二八裁判に関する仮装被告団の△資料▽も、これに加わり、いたる所で討論の場を拡大していること、七五年以来、七九年まで岡山大学祭の連続シンポジウムで、自主セミ、相互評価（単位制の止揚）、表現過程をふくむ七十年代の諸テーマが実践的に討論されてきていること、この通信の前史過程にある「五月三日の会通信」の△山賊版▽が△部作成され、手から手へ運動していること、△巷の研究室▽での「自主ゼミ」活動として△古書店▽梁山伯治（大阪・梅田・阪急古書のまち）△〇六一三七四一（五八二）で△松下昇発言集▽をふくむ、「時の楔」の前史的な表現の貸出しがおこなわれていること、（但し、経営者の彈圧で現在は宙吊り。）などを記しておきたい。

「時の楔」一作業の過程で感じた、いくつかの時間性の手ざわりについてのべると、

一つ一つの表現の内部で息づいている時間の切迫と、その総体を瞬かいまみつつ、「抄」という位相でとらえるときの時間の切迫のリズムの関連が、少しずつ判りかけてきたような気がする。次の解間に、どのように行為するか、という決断の中に△十△年性が問われていること、文字としてみる日付と日付のスキマが無数の多彩さに埋まっていること、関係性巡礼の速度などを、この作業に生かしたいと願ってきた。わずかでも感じとつていただければ幸いであるしかし本当に困難なのは、「時の楔」一作業を持続していく条件の

なり松下についての元学長戸田を証人とする公判の展開を力強く支えている。かれらの△七・一二▽公判においてのみ証言した戸田の速記録、数回分が、現在「自主ゼミ」で検討中であり、すでに十二・七公判（被告人＝松下、証人＝戸田）は開始されつつある、といえ  
る。

創出であり、あらゆる予測も構想も立てられないままに、圧倒的な、

なにかの力の前に出ていくときの、逆に果てしなく爆発的に拡がる  
テーマ群を背負おうとするときの双極の軸を、いかに「あなた」と  
共有するか、ということである。

（連絡先の△一▽つ△神戸市灘区赤松町一一一

（松下 昇（未字））

二ページ一三行目 十一日の次に「」を加える。

四ページ上段左から十一行目 「註をしておく、」→「註をしてお

く。」

（一九七九・十二・七）

△▽地裁へむかいつ

（自主ゼミ実行委員会

六ページ下段左から四行目 「変化」→「変更」

八ページ上段左から二行目 「召換」→「召喚」

九ページ上段右から二行目 （同前）

一六ページ上段さいごに「」を加える。

一七ページ上段一行目 「抵抗」→「抵抗」

二二ページ下段右から六行目 「専問」→「専門」

二五ページ上段右から三行目 「筆字」→「筆写」

二八ページ上段右から八行目 「だれにも」→「だれも」

三〇ページ下段右から十一行目 「（最高裁）の次に「」を加える。

三一ページ上段右から十五行目 「第二部」→「第一部」

三三ページ上段右から八行目 「罪金」→「罰金」

三四ページ下段右から二と三行目 「岡山地裁・地検」の上下に

「（）と「」をつける。

三七ページ下段右から七行目 「祥細」→「詳細」

時 機 通 信 第△〇△号に、少くとも次の校正ミスがあるので訂  
正します。  
三 口 正